

ふじさわ防災ナビ

自主防災活動編

自主防災組織名

『

』

自主防災組織の「役割」や
「活動内容」について整理しました。
書き込むなど活用してください。

2025年（令和7年）

4月改訂版



ふじさわ防災ナビ 自主防災活動 目次

1はじめに	1
2地域を守る「自主防災組織」	2
2-1. 「自主防災組織」とは?	2
(1) どんな組織か?	2
(2) 役割と意義	3
2-2. 組織の運営	4
(1) 組織づくり	4
(2) 役割分担	4
(3) 防災リーダーの必要性	6
(4) 規約の整備	7
(5) 防災計画の作成	8
(6) ジュニア防災リーダーの活用	8
2-3. まず地域で決めておくこと	10
(1) 一時避難場所の選定	10
(2) 地域での安否確認の方法	11
(3) マンションの場合の留意点	12
3日頃の自主防災活動	13
3-1. 年間スケジュールを作る	13
3-2. 地域を知る	14
(1) 地域の災害リスクを知る	14
(2) 地域の施設・人材を知る	18
(3) まち歩きで確認する	21
3-3. 防災資機材を整備する	23
(1) 整備・充実	23
(2) 点検・維持管理	23
3-4. 地域での安否確認の方法	24
3-5. 防災知識の普及・啓発	26
(1) 防災意識の向上	26
(2) 家庭内の安全対策の推進	28
3-6. 災害時に備えて訓練をしよう!	31
3-7. 避難所運営委員会への参加	34
3-8. 活動内容を見直す	35

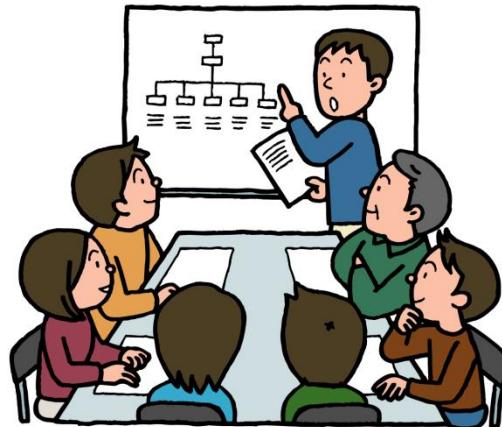
4 災害時の自主防災活動	36
4－1. 地震発生時に自主防災組織に求められる活動	36
4－2. 情報収集・伝達	37
(1) 収集・伝達すべき情報	37
(2) 安否確認	38
(3) 情報の流れ	39
4－3. 出火防止・初期消火	40
4－4. 救出活動、応急救護、搬送	41
(1) 所在確認	41
(2) 転倒家具や倒壊家屋からの救出活動	41
(3) 応急救護	41
(4) 負傷者の搬送	43
4－5. 避難誘導	44
4－6. 避難生活の支援	45
(1) 避難所の開設・運営	45
(2) 避難所での被災者登録の呼びかけ	46
(3) 給食・給水、救援物資の配給	47
(4) 在宅避難者へのサポート	47
4－7. 風水害時における留意点	48
(1) 気象情報	48
(2) 避難情報	49
(3) 事前避難の呼びかけ・誘導	49
(4) 指定緊急避難場所（洪水・崖崩れ）への避難が危険な場合は	50

資料編

1 はじめに

自主防災組織とは、「私たちのまちは、私たちで守る」という自覚や連帯感に基づき、災害による被害を予防・軽減するための活動を行うことを目的として、自主的に結成する組織です。藤沢市においてその受け皿となっている団体は、自治会・町内会、自主防災組織等と地域により様々ですが、その組織結成率は95%を超えていいます。

災害に備えるために自主防災組織が日頃から取り組むべき活動としては、防災知識の普及、地域の災害危険箇所の把握、防災訓練の実施、防災用資機材の整備・点検等があります。このほかにも、地域の活動団体と協力しながら、家屋の耐震診断や家具の転倒防止対策を推進し、住宅用火災警報器を普及啓発するなど、幅広く活動することも考えられます。また、災害時においては、情報の収集・伝達、出火防止・初期消火、住民の避難誘導、負傷者の救出・救護、給食・給水等の活動が挙げられます。



この「ふじさわ防災ナビ 自主防災活動編」は、自主防災組織の役割や活動の目的を整理し、平常時と災害時のそれにおいて、何をどのように進めていくべきかを手引きするものです。また、本書の資料編は、それぞれの自主防災組織で決めたことや備蓄している資機材などについて書き込めるようになっていますので、それぞれの自主防災組織の実情を踏まえた「地域版防災ナビ」を作り、地域一丸となって災害に備えましょう。さらに、防災訓練等の活動を通じて、各自の役割、資機材の取扱い等を確認するとともに、地域の実態を踏まえて防災計画を見直すなど組織の活性化を図っていくことも必要です。

自主防災活動の意義について理解を深め、日頃から地域で協力して取り組むことにより、強いきずなで結ばれた災害に強いまちを作っていくことができます。

自主防災組織の結成を検討されている自治会・町内会は、防災安全部 災害対策課 電話：0466(25)1111（代表）までご相談ください。

2 地域を守る「自主防災組織」

2-1. 「自主防災組織」とは？

(1) どんな組織か？

自主防災組織とは、自治会・町内会等の自治組織を単位として、市民が自主的にその地域の防災対策確立のために組織する団体で、藤沢市地震対策条例第30条第2項の規定に基づく届出を行ったものをいいます。具体的には、次に掲げる自主防災活動を行っている団体です。



- ・防災知識の普及
- ・防災訓練の実施
- ・資機材の整備及び点検
- ・災害発生時における情報の収集及び伝達、出火防止、初期消火、救出救護、給食、給水、救援物資等の配布
- ・その他組織の目的を達成するために必要な活動

藤沢市には約480の自治会・町内会が結成されています。

藤沢市では、「藤沢市自主防災組織育成事業実施要綱」に基づき、自主防災組織の結成時における資機材の貸与や、自主防災組織による資機材購入への補助など、自主防災組織の活動を支援しています。

(2) 役割と意義

広域的な大災害では、発災直後から家屋損壊、火災、土砂崩れなどが同時に発生し、被害は甚大なものとなります。

1995年（平成7年）1月17日に発生した阪神・淡路大震災では、一刻も早く倒壊家屋等の下敷きになった人を救出し、また、火災が延焼しないうちに消火する必要があったにもかかわらず、全ての地域に、消防、警察、自衛隊、行政などの公的機関の救援が十分に行き渡らせることが極めて難しい状況でした。

このような場合において、公的機関に頼らず、近隣の方々の協力の下、初期の人命救助、消火、避難誘導などの活動を行い、地域を守るものが自主防災組織です。

阪神・淡路大震災では、自助や共助によって助かった割合は実に98%にも及び、公的救助隊等に助けられたのは僅か1.7%でした（図2-1参照）。

大規模な災害が発生した直後は、自助や共助の力が特に重要です。

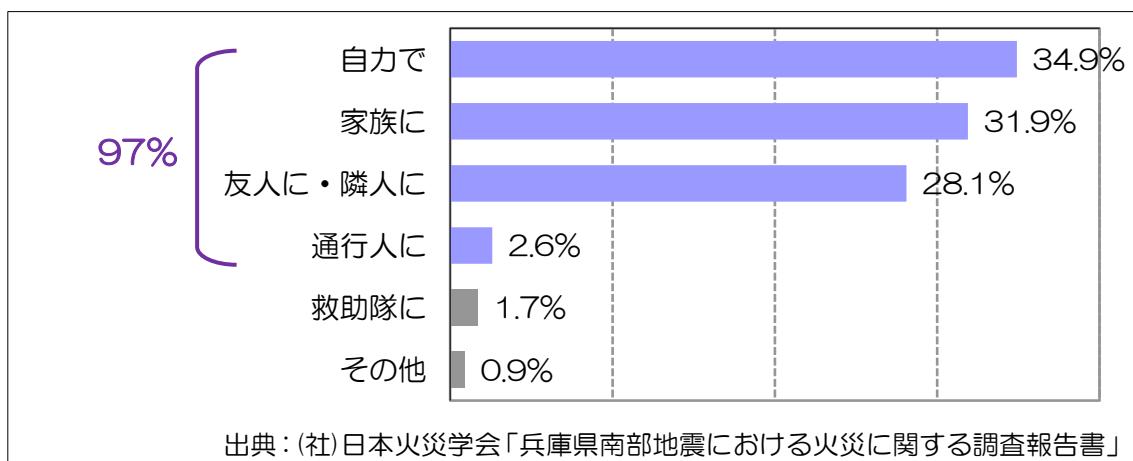


図 2-1 生き埋めや閉じ込めの際の救助

2－2. 組織の運営

(1) 組織づくり

いざというときに地域の方々と助け合うためには、日頃から話し合い、様々な防災活動を行う基盤となる組織（自主防災組織）が必要です。

藤沢市における自主防災組織結成率は95%を超えており、もし、お住まいの地域に自主防災組織がなく、新たに結成したい場合は、自治会・町内会やマンション管理組合などの既存の組織を活用しましょう。

(2) 役割分担

一般的な組織編成とそれぞれの役割は、5ページの表2-1のとおりですが、地域の特性や実情を踏まえた体制を検討しましょう。



実際に災害が発生した際には、班の人数が足りない場合や全員で活動しなければならない場合もあります。そのため、班構成にこだわらず、それぞれの活動内容を理解しておき、想定外の事態に対して臨機応変に対応できるようにしておきましょう。

組織編成のポイント

- とりまとめ役の会長・副会長、その下に活動班を編成し、班長を定めます。
- 昼夜いずれも防災活動に支障のないよう、組織の編成を考えましょう。
- 地域の実情に応じ、班構成を変えることも必要です。ハザードマップ等を確認し、地域に洪水浸水想定区域がある場合は、「水防班」を設置するなど、実情に合わせましょう。
- 地域内にある事業所や学校等と事前に話し合い、連携のとれる協力体制を考慮する必要があります。
- 活動班員が特定地域に偏らないようにしましょう。
- 活動班員の配置は、地域内の専門家や経験者（例えば、消防経験者は消火班、アマチュア無線資格者は情報班、医師・看護師は救護班）を考慮して行い、資料編-1.2「自主防災組織体制図」を基に、組織の大小や参加人数に合わせて作成しましょう。
- 被災生活期の対応は、リーダーの心的負担が大きいため、被災生活が長引く場合は、交替制にしたりして、お互い支え合う工夫も必要です。

表 2-1 一般的な組織編成と主な活動内容

役割	主な活動内容
会長	<p>【平常時】市、近隣自治会等と連携した活動の実施</p> <p>【災害時】活動全体の把握及び指示</p> <ul style="list-style-type: none"> ●人的被害の把握と救出救護活動に関する指示 ●詳細な被害状況の把握のため、安否確認の実施指示 ●安否確認の結果に基づく対応の検討と実施指示 ●地域の被災状況等の行政への報告 ●近隣自治会との対外折衝 ●必要に応じて専門能力者に部分的権限の委譲 ●その他、自治会内の災害対応に必要な事項に関する判断
副会長	会長の補佐
各班	平常時は、災害時の活動の準備や訓練を実施します。
情報班	<ul style="list-style-type: none"> ・地域内における情報の収集・伝達 ・地区防災拠点との連絡調整
消火班	<ul style="list-style-type: none"> ・出火時における消火活動の指揮 ・地域内への出火防止と初期消火の呼びかけ ・初期消火活動の実施
救出救護班	<ul style="list-style-type: none"> ・負傷者の救出及び搬送 ・負傷者の応急救護 ・医師等との連絡
避難誘導班	<ul style="list-style-type: none"> ・住民等の指定避難所への誘導 ・避難者（特に避難行動要支援者）の情報把握と責任者への報告
給食給水班	<ul style="list-style-type: none"> ・食料、飲料水の調達 ・食料、飲料水の配布（炊き出しなど） ※主に避難後、指定避難所での対応
警備班	<ul style="list-style-type: none"> ・地域内の警戒及び警備計画の作成 ・避難後の地域内の警戒及び警備活動 ・パニック及び流言飛語の防止

→本マニュアル 資料編 -1,2「自主防災組織体制図」参照

(3) 防災リーダーの必要性

1995年（平成7年）1月17日に発生した阪神・淡路大震災においては、1人のリーダーが地域の方々を適切に指導し消火活動を行った結果、延焼をくい止めた例が報告されています。このように、命を守る上で防災リーダーの役割は非常に重要なものです。

① 防災リーダーの役割

防災リーダーは、効果的な組織活動のために必要な調整や誘導などを行う、地域の自主防災活動の中心となる人物です。防災リーダーは、主に次のような役割を担います。

- 防災に関する基本的な知識や技術の習得
- 地域の方々の防災意識向上の推進
(地域の安全点検、防災知識の普及、防災資機材の整備・点検、危険予想箇所の把握、要配慮者の把握、防災訓練の指導など)
- 災害発生時の自主防災組織の指導、率先した行動

② 防災リーダーに求められる条件

防災リーダーとして求められる要件には、主に次のようなものがあります。

- 防災に関心を持っている、防災対策に携わった経験がある
- 地域において人望が厚い
- 判断力、決断力、行動力がある
- 自己中心的でなく、地域全体のことを考えることができる
- 要配慮者に対する視点を持っている
- 様々な意見をまとめることができる
- 少数意見を尊重できる など

③ 防災リーダー講習会

藤沢市では、定期的に防災リーダー講習会を開催しています。講習会では、地域防災のリーダーとなる人材を養成するために、防災講話、ロープワーク、消火器操作、救助器具の操作、簡易トイレ組立て、ろ水機操作、炊き出し訓練、救命講習会等を実施しています。



作業を指示する際のポイント

- 何をして欲しいのかを明らかにして、指示を受けた人がどのようにすべきか、はっきり伝えましょう。誤解が生じないよう、分かりやすく具体的な言葉を使いましょう。
- 特に、複数のグループで協力して作業をする場合は、指示の言葉遣いにも気を付けましょう。
- その人の性格や能力を考えて適任者を選びましょう。
- 複雑な作業をお願いする場合は、指示を数回に分けるのもよいでしょう。まずは目的を伝え、「最初は、ここまでお願いします」「次は、これをお願いします」と指示すると分かりやすくなります。
- 疲労度合いを考えて、特定の人やグループに作業が偏らないようにしましょう。

【コラム】予期せぬ大災害のときには

予期しないことに出会ったとき、人は、頭が「真っ白」になります。何が起きたのか理解できず、どうしたらよいのか分からなくなります。

そのようなときに必要なのが、リーダーの一言です。

「〇〇さん、119番に電話をかけてください！」と大きな声で指示されると、指示された人は動き出すことができます。「〇〇を持ってきてください！」と、はっきりした声で、なるべく具体的に短い言葉を使って指示を出しましょう。

防災リーダーは、常に災害対応をイメージし、他の人々よりも素早く対応できるよう心がけましょう。

(4) 規約の整備

自主防災組織が組織として活動するには、規約を定めることが必要です。規約を定める方法としては、次の2つの方法が考えられます。

1

自治会や町内会の
規約を改正する。

2

自主防災組織の
規約を新たに定める。

規約（案）を参考に、それぞれの組織の実情に合わせて、組織の名称、目的、事業内容、役員の選任方法、任期などについて規約に定めましょう。

→本マニュアル 資料編-3,4 「自主防災組織規約（案）」参照

(5) 防災計画の作成

災害発生時に、迅速かつ効率的に防災活動を行い、被害の発生や拡大を防ぐためには、あらかじめ自主防災組織ごとに防災計画を作成しておく必要があります。

防災計画には、日頃の対策と災害時の活動を具体的に盛り込み、地域に合った計画を作ることが大切です。次のような内容を盛り込んで、防災計画を作成しましょう。

- 自主防災組織の編成及び任務分担に関すること
組織編成と各班の果たす役割を明確にする。
- 防災知識の普及に関すること
普及事項、普及方法、実施時期等を定める。
- 防災訓練に関すること
訓練の種別、訓練実施計画、訓練の時期及び回数等を定める。
- 情報の収集・伝達に関すること
情報の収集・伝達及びその方法等について定める。
- 出火防止、初期消火に関すること
出火防止対策、初期消火対策等について定める。
- 救出・救護に関すること
救出・救護活動、医療機関への搬送等について定める。
- 避難行動要支援者の支援に関すること
避難行動要支援者の安否確認、避難支援等について定める。
- 避難誘導に関すること
避難誘導の方法、避難路・避難場所等を定める。
- 給食・給水に関すること
食料・飲料水の確保、配給・炊き出し等について定める。
- 防災資機材等の備蓄及び管理に関すること
調達計画、保管場所、管理方法等について定める。

(6) ジュニア防災リーダーの活用

市では、中学生にも地域を守る力になってもらうために、「ジュニア防災リーダー」の育成を進めています。いざというときのために、自分の身を守ることはもちろん、家族や地域に残された方々の手助けもできるよう、実践的な防災・応急手当についての教育を実施しています。それぞれの地域の実情に合わせて、ジュニア防災リーダーの活用についても、学校やPTAと調整を図るなど検討しておきましょう。

（7）自主防災活動における女性の参画について

リーダーや組織の意思決定過程に女性の意見をとり入れることが重要です。

リーダーや組織に、必ず女性が含まれるようにしましょう。

2011年（平成23年）に発生した東日本大震災では、避難所によって、衛生用品等の生活必需品が不足したり、授乳や着替えをするための場所がなかつたり、「女性だから」ということで当然のように食事の準備や清掃等を割り振られたりしたところも見られたようです。

地域の防災力の向上を図るためにには、男女共同参画の視点含め、地域における生活者の多様な視点を反映していくことが重要です。

自主防災組織の活動にあたっては、女性の参画を促進するとともに、各班等のリーダーに女性の方を任命するなど、多様な意見が十分に反映されるようにしましょう。

消防庁 2017年（平成29年）3月発行
『自主防災組織の手引き－コミュニティと安心・安全なまちづくり－』
から引用

2－3. まず地域で決めておくこと

(1) 一時避難場所の選定

一時避難場所とは、災害から一時的に身を守る場所、又は地域の方々が指定緊急避難場所（大規模火災）に一団となって避難するため集合する場所で、自主防災組織が指定した地域の方々の身近にある公園等の広場のことです。

災害時には、地域の人々が一時避難場所に一旦集まって、周囲の状況の確認や安否確認をした後、災害対応を行いますので、地域内で十分な周知を図っておきましょう。ただし、津波被害のおそれがある場合で、津波災害警戒区域にいるときは、直ちに高所へ避難する必要があります。このため、日頃から最寄りの津波一時避難場所・津波避難ビルを把握し、津波発生時には速やかに避難することも地域の方々に周知しておきましょう。



●一時避難場所

地図

市は、地区防災拠点本部、指定避難所、指定緊急避難場所、福祉避難所（一次）、指定緊急避難場所（津波）、津波避難ビルを定めています。

(2) 地域での安否確認の方法

地震発生直後、家屋の倒壊により下敷きになって身動きのできない人や、家具の転倒により出入口が塞がれ閉じ込められた人などを救出するため、地域に住む人の安否をいち早く確認することが大変重要です。

安否確認を円滑に実施できるよう、事前に方法を決めておきましょう。また、このとき、避難行動要支援者など、支援が必要な方への配慮を忘れないようにしましょう。

黄色いマグネット作戦

鵠沼地区のあるマンションでは、一刻も早く住民の安否情報を収集するため、黄色いマグネットシートを使用しています。

- 各世帯にマグネットシートを配布し、災害時、家族が無事であれば玄関にマグネットシートを貼るという作戦です。
- 訓練の開始時間になると、住民が一斉にマグネットシートを玄関に貼り、活動要員はマグネットシートが貼られていない世帯のみを確認します。この工夫により、安否確認の大幅な時間短縮が図られました。

マグネットが貼られている世帯は、確認する必要はありません。



集められた情報まとめ、会長へ報告します。

(3) マンションの場合の留意点

たくさん的人が住むマンションは1つの共同体です。施設の被害が全住民に影響するため、災害時にはマンション住民が共に助け合うことが求められます。

住民の安否確認や情報伝達は、階ごとにリーダーを置くことも効果的です。リーダーと会長は別にしておくとよいでしょう。

高層階マンションの場合は、複数階ごとにブロック長などを作るのもよいでしょう。

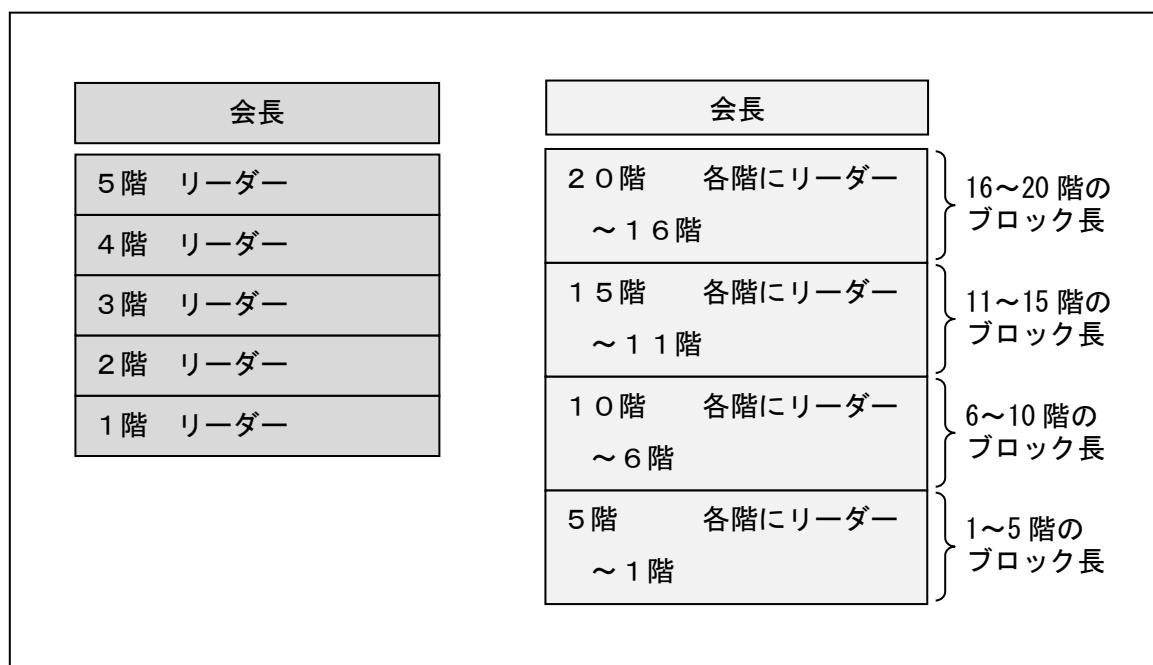


図 2-2 マンションにおけるリーダーやブロック長の考え方

→本マニュアル 資料編-5 「マンション関係機関連絡先一覧」参照

3 日頃の自主防災活動

災害に備えるためには、日頃から自主防災活動に取り組む必要があります。

まずは、自分たちの地域を知り、活動の年間スケジュールを作って、必要な準備や訓練を行っていきましょう。

3-1. 年間スケジュールを作る

地域の安全性を向上させる様々な取組を計画的に進めていくために、年間スケジュールを作りましょう。自主防災組織は、次のような項目に沿って活動していくといでしよう。

地域を知る

地域の特性や、災害時に活用できる資源を知りましょう。

防災資機材を整備・点検する

いつでも活用できるよう自主防災組織の防災資機材を整備・点検しましょう。

地域での安否確認の方法

地域での安否確認の方法や体制を決めておきましょう。

防災知識の普及・啓発

地域の方々と一緒に、防災知識を学びましょう。

災害時に備えて訓練をしよう

地域ぐるみで防災訓練を実施しましょう。

図 3-1 自主防災組織の活動項目の例

活動項目に沿ってスケジュールを立てる際には、次の点に注意しましょう。

○地域の実情を踏まえ、活動の優先度・重要度を検討する。

○無理なく活動できるよう、期間、予算、人員等を考慮する。

作成した年間スケジュールを自主防災組織内で共有し、それに沿って年間の活動を行っていきましょう。

→本マニュアル 資料編-6「年間スケジュール表」参照

3－2. 地域を知る

(1) 地域の災害リスクを知る

被害の発生及び拡大を防止するためには、自分たちの住んでいる地域が災害に対してどのような弱点があるのか、具体的に把握しておくことが重要です。

そのためには、自分たちのまちを実際に調べて、地震・風水害・大規模火災などの発生を想定し、被災したらどのような状況になるかを予測しておく必要があります。現在の被害想定のほか、過去の災害データや地域に伝わる災害の伝承や教訓なども参考にしましょう。

表 3-1 災害危険箇所の例

地理的条件	物的条件
○急傾斜地等（崖等）	○倒壊危険家屋
○河川、水路	○木造建物密集地域
○貯水池	○ブロック塀、石積み擁壁
○低地（浸水頻発地域など）	○屋外広告物、自動販売機
○津波・高潮危険地域	○危険物（可燃物等）貯蔵所
○狭あい道路、袋小路、橋、トンネル	○高架道路、交通量の多い道路
○急な坂道、階段	○アンダーパス
○孤立性の高い島 など	○駅、大型商業施設、映画館 など

■ 地震

本市に甚大な被害を与えることが予想される地震として、相模トラフを震源とする大正型関東地震（関東大震災の再来型）があります。

神奈川県は、次の条件で被害を想定しています。

大正型関東地震

- 地震発生時期 冬の平日午後6時
- 震 源 地 相模トラフ
- 規 模 マグニチュード8.2
- 震 度 6（弱）～7
- 風 速 3.0m/sec

藤沢市内で想定されている被害想定に基づき、それぞれの地域で想定される被害想定を算出してみましょう。表 3-2にそれぞれの地域の住民数を書き込み、割合をかけて計算してみることで、被害想定をより身近に感じることができます。

表 3-2 藤沢市内の被害想定

	藤沢市全体	割合	あなたの地域では？
住民数	約 427,000 人	—	人
死者数	約 3,260 人	住民×0.008	人
負傷者数	12,090 人	住民×0.03	人
建物被害（全壊）	28,010 棟	住民×0.07	棟
建物被害（半壊）	21,550 棟	住民×0.05	棟
焼失棟数	9,380 棟	住民×0.02	棟
災害廃棄物	619 万トン	住民×14.5	トン
避難者数（1 日後）	237,900 人	住民×0.6	人

(参考・神奈川県地震被害想定調査報告書（平成 27 年 3 月）)

■ 津波

本市では、神奈川県が設定した「津波浸水想定」（津波防災地域づくりに関する法律第8条参照）をもとに、本市沿岸における最大クラスの津波となる「相模トラフ沿いの海溝型地震（西側モデル）」の津波避難体制を整備するにあたっての最大クラスの津波と想定しています。なお、同じく神奈川県が津波浸水想定を踏まえ、警戒避難体制を特に整備すべき区域を「津波災害警戒区域」として指定しており、本市の一部が指定されています。

相模トラフ沿いの海溝型地震（西側モデル）

- 震源域 相模トラフ
- 規模 マグニチュード 8.7
- 震度 全県で震度 7
- 発生確率 30年以内ほぼ0%
(2000年から3000年あるいはそれ以上の発生間隔)
- 本市への第1波の到達時間 6分
- 最大津波高さ 11.5m
- 最大浸水面積 4.7km²
- 特徴 発生後40分後くらいまでに繰り返し押し寄せる。20分後以降は高さ2m前後の津波である。

この津波の市沿岸での最大津波高さと最大津波到達時間が示されているのは、湘南港海岸、片瀬漁港海岸、藤沢海岸の3地点であり、それぞれ次のとおりです。

	最大津波高さ	最大津波到達時間
ア 湘南港海岸	11.5m	12分
イ 片瀬漁港海岸	7.9m	11分
ウ 藤沢海岸*	8.8m	8分

*茅ヶ崎市境から片瀬漁港海岸西側まで（「神奈川県津波浸水予測図」（平成27年3月）から）

■ 風水害

近年、全国的に地球温暖化の影響等による集中豪雨の発生や都市化の進展による地下浸透能力の低下に伴う雨水流出量の急激な増大等により、浸水被害が多く発生しています。

なお、藤沢市には急傾斜地崩壊危険箇所が98箇所あり、豪雨等により崩壊する危険性があります。

のことから、藤沢市では2020年度（令和2年度）に「土砂災害・洪水ハザードマップ」を作成しました。マップ中の浸水想定区域は、神奈川県から公表されたものと藤沢市内を流れる河川（境川、柏尾川、引地川、目久尻川、小出川、蓼川、小糸川、不動川、打戻川、滝川、白旗川、一色川）が大雨によって増水し、堤防の決壊などにより水があふれた場合に想定される浸水範囲とその程度を示しています。

また、指定緊急避難場所（洪水・崖崩れ）*、避難経路及び避難の判断に役立つ情報等を盛り込んでいます。

*指定緊急避難場所（洪水・崖崩れ）については、2014年（平成26年）に発生した台風18号・19号により、避難準備情報（※現在は、高齢者等避難）及び避難指示を発令した際、従来から指定していた指定緊急避難場所（洪水・崖崩れ）を全施設開設したところ、冠水等により安全に避難できない施設や、施設同士が近くにあり避難者がいない施設があったことなどから、指定緊急避難場所（洪水・崖崩れ）を効果的に運営するため、施設配置の見直しを図り、2015年（平成27年）9月に再配置をおこないました。

ハザードマップの種類と使い方

- 市では、以下のようなハザードマップ等を作成し、防災政策課及び各市民センターで配布しています。

種類	内容
土砂災害・洪水ハザードマップ	境川、柏尾川、引地川、目久尻川、小出川、蓼川、小糸川、不動川、打戻川、滝川、白旗川、一色川が大雨により増水し、堤防の決壊などで水が溢れ出た場合に浸水が想定される区域、大雨などの場合に土砂災害の発生が想定される土砂災害警戒区域、指定緊急避難場所等を示したマップ。
津波ハザードマップ	神奈川県沿岸に最大クラスの津波をもたらすとされる5つの地震（慶長型地震など）の津波浸水予測図に基づき、想定される津波のせき上げを考慮した浸水深、標高、一時避難する場所として津波避難ビルなどの情報を掲載したマップ。
内水ハザードマップ	内水氾濫による浸水想定区域（大雨の時に下水道などからの浸水が想定される区域）における浸水深や避難先となる指定緊急避難場所（洪水（内水氾濫を含む）・かけ崩れ）を掲載しています。

- 各地区で想定される災害に合わせて作成しています。マップで自分の地区でどのような災害が起きる可能性があるのか、確認しておきましょう。

●使い方

各家庭、各自主防災組織において、マップを活用して次のようなことを確認しましょう。確認したポイントをマップにマジックで書き込み、各家庭独自の防災マップを作りましょう。

- ・自分の家を確認する。

→周辺でどのような災害が起きる可能性があるか？

（浸水や崖崩れの可能性など）

- ・避難場所を確認する。

→避難する際に家族が離ればなれになった時のために集合場所を決める。

→避難場所へ行くまでの安全な避難経路を複数確認する。

→過去の浸水箇所を避けて避難する経路を確認する。

→避難経路を一度歩いてみて、夜間や浸水時を想定して目標物や経路沿いの危険箇所を調べておく。

(2) 地域の施設・人材を知る

身近な施設等がどこにあり、どのような働きをするか事前に知っておくことで、災害時にそれらを十分に活用することができます。

① 避難場所、指定避難所

災害発生時に避難する場所として、市では指定避難所、指定緊急避難場所（洪水・崖崩れ・大規模火災）、福祉避難所（一次）、指定緊急避難場所（津波）・津波避難ビル等を指定しています。それぞれの自主防災組織で、指定されたものがどこにあるか確認し、一覧表にまとめておきましょう。そして、日頃から最寄りの避難先を把握しておきましょう。

●指定避難所	
地震による危険が去った後、火災や倒壊などによって住宅を失った方（二次災害のおそれがある方を含みます。）が一定の期間、避難生活の場とする施設です。 また、指定避難所は地域の情報収集拠点となるほか、在宅避難者の物資等の供給場所にもなります。	
●指定緊急避難場所 (洪水・崖崩れ)	
風水害により家屋の浸水や崖崩れのおそれがあり、緊急的かつ一時的に身を守るために避難する場所です。損壊によって住宅を失った方が一定の期間、避難生活を送る場合は指定避難所を使用します。	
●指定緊急避難場所 (大規模火災)	
火災が発生し延焼拡大した場合、その区域内の方々が輻射熱や煙に侵されることなく、生命の安全を確保できる場所です。	
●指定緊急避難場所 (津波) 津波避難ビル	
指定緊急避難場所（津波）・津波避難ビルは、津波の影響を受けるおそれのある区域内において、一時的又は緊急に避難する高台又は建築物です。	

→本マニュアル 資料編-7「防災施設一覧」参照

避難時のポイント

- 地震災害の際は、それぞれの場所へは各個人が直接避難するのではなく、自主防災組織や各自治会等における組ごとに事前に一時避難場所を設定し、そこに一旦集まって周囲の状況確認や安否確認を行った後、集団で避難するようにしましょう。
- ただし、津波による被害のおそれがある場合には、津波災害警戒区域内にいる方は、一時避難場所に集合することなく、直ちに津波災害警戒区域の外へ避難しましょう。津波災害警戒区域外への避難が困難な場合は、津波一時避難場所や津波避難ビルなど、より高い場所へ避難しましょう。また、河川沿いに津波が遡上する可能性もあるので、河川沿いにいる方も避難が必要です。

② 指定防災井戸

1995年（平成7年）1月17日に発生した阪神・淡路大震災では、個人の所有する井戸が生活用水確保の上で非常に有用でした。

そのため、藤沢市では、個人等が所有している井戸のうち、大地震等により水道が長期に断水した際に、近隣の方々の生活用水（飲料水ではなく手洗い水等）として使用できる井戸を防災井戸として指定しています。

具体的には、所有者等の同意を得て、自主防災組織（自治会・町内会）の長に申請していただいているもので、2025年（令和7年）4月1日現在、市内で1,315基あります。また、各地区において作成している防災マップにも、指定防災井戸の位置が記載されていることがあります。それぞれの自主防災組織で、利用できる指定防災井戸がどこにあるか確認し、一覧表にまとめておきましょう。

→本マニュアル 資料編-7「防災施設一覧」参照

また、井戸が涸れて使えなくなった場合や壊す場合などは、災害対策課へ防災井戸指定解除申請書の届出が必要です。

防災井戸指定の申請書及び変更届出書は、災害対策課に準備してありますので、お問い合わせください。

③ 消防団拠点施設（消防団詰所）

市内には31か所の消防団拠点施設があり、消防団員の災害活動に必要な消防車、防火服、防火帽、消防ホース、工具セット、油圧器具、エンジンカッター、手動式コンクリート破壊器具等が格納されています。

④ 街頭消火器

地震火災における指定緊急避難場所(大規模火災)への避難経路を確保するため、半径約60mに1本の割合で、自主防災組織等の地域の方々の意見も反映しながら、市内に約2,300本の街頭消火器を設置しています。

⑤ 災害時活動協力者の把握

災害時に活用できる資格や技能がある人が地域にどのくらいいるのか把握しておきましょう。災害時に活躍すると考えられる人は、主に次のような方です。

- 消火活動に関する知識や技術がある人（例：元消防職員）
- 救出・救助活動に関する知識や技術がある人
- 大型トラックや工作機械を操作できる人（例：地域の事業所）
- 医療や看護の資格がある人
- 保育、介護、メンタルケアなどの資格がある人
- 情報通信機器（アマチュア無線など）を操作できる人
- 外国語を理解し話すことができる人 など



また、自主防災組織は、以下のような各種団体・組織と日頃から協力関係を築いておくと、災害時に協力を得られやすくなり、災害対応が円滑にできるようになります。

- | | |
|------------------|-----------|
| ○社会福祉協議会 | ○病院・診療所 |
| ○福祉施設 | ○商店会連合会 |
| ○民生委員児童委員 | ○ボランティア団体 |
| ○スポーツ振興団体 | ○NPO |
| ○ボーイスカウト・ガールスカウト | など |

平日の昼間に災害が発生した場合は、地域に若者や男性が少ない可能性があります。地域にある事業所から資機材・施設の提供や従業員による救出活動等への協力など応援が得られれば、地域にとっても非常に心強いものになります。

このため、地域内にどのような事業所があるか把握しておきましょう。また、事業所に防災訓練への参加を呼びかけたり、共同で勉強会を開催したり、あらかじめ協力をお願いしておくなど、日頃から事業所と連携をとっておくことも大切です。

⑥ 医療機関

災害時には、たくさんの負傷者が発生する可能性があります。身近な医療機関の場所をしっかりと把握しておきましょう。災害時の応急救護については、4-4(3)にまとめています。

●最寄りの医院・診療所	
●応急救護所	
●地域救護病院	

地震発生から4時間後に「応急救護所※1」や「地域救護病院※2」において、傷病者の応急手当や治療が行われる計画となっています。

最寄りの医院や診療所、又は応急救護所は、軽症や中等症の患者を受け入れます（最寄りの医院や診療所での対応は、発災から4時間を目安）。

地域救護病院は、中等症以上の患者を受け入れます。

（重篤な負傷者は、災害拠点病院となる「藤沢市民病院」へ搬送されます。）

（※1 「応急救護所」・・・災害時に何かをしたときに応急的な医療活動をする場所で、医師会館及び保健医療センターの2箇所に設置されます。また、状況によっては、市民センター、指定避難所等に「臨時応急救護所」が設置される場合があります。）

（※2 「地域救護病院」・・・中等症以上の傷病者を治療する病院です。2021年（令和3年）10月13日現在、市内の11箇所の病院が指定されています。）

(3) まち歩きで確認する

地域の災害リスクや活用できる施設・人材を知ったら、これらを実際に確認するため、まち歩きを行いましょう。この時に、災害時の協力を依頼してもよいでしょう。

まち歩きで見つけた地域の災害危険箇所は、防災マップにまとめましょう。

作成した防災マップは、地域の方々に配布し、情報共有しておくと有効です。

→ふじさわ防災ナビ「防災訓練編」「4-1 自分たちのまちを知る」参照

○○自治会 防災マップ



図 3-2 防災マップ（例）

3－3. 防災資機材を整備する

(1) 整備・充実

新たに結成された自主防災組織に対しては、申請により市から次のような資機材を貸与します。

- | | | | |
|-----------|--------|----------------|------|
| ○ トランシーバー | 1組（2台） | ○ トランジスター・メガホン | 1台 |
| ○ 担架 | 1台 | ○ 救急セット | 1セット |
| ○ ヘルメット | 3個 | | |

防災資機材の貸与については、災害対策課にお問い合わせください。

自主防災組織で防災資機材の購入をする際には、申請により最大で資機材購入額の半額を補助する防災資機材購入等補助金制度があります。補助金の総額（限度額）は、自主防災組織の構成世帯数により異なります。対象となる資機材や種類など、詳しくは資料編を確認してください。

→本マニュアル 資料編-8～11、「防災資機材購入等補助金の交付」参照

貸与や購入により準備したものは、防災資機材リストにまとめ、それぞれの防災倉庫等で管理しましょう。防災資機材リストは、防災倉庫等の扉などに貼り付けておくとすぐに確認できて便利です。

→本マニュアル 資料編-12「防災資機材リスト」参照

(2) 点検・維持管理

市から貸与された資機材や購入した資機材は、各自主防災組織が責任を持って整備や点検を行いましょう。自主防災組織のメンバーで資機材を定期的に点検し、期限切れのものがないか、きちんと動作するかなどを確認しておくことで、いざというときにきちんと利用できます。

定期点検：四半期に一度、異常の確認

年次点検：年一回、作動・機能の点検

また、入替えにより不足する資機材などについては、防災資機材購入等補助金制度を活用して整備しておきましょう。なお、市が貸与した資機材については、市では修理しませんので、丁寧に扱ってください。

3－4. 地域での安否確認の方法

地域での安否確認は、救出漏れを防ぎ、犠牲者を減らす第一歩となります。このためにも、地域で安否確認の方法をあらかじめ定めておきましょう。

安否確認については、特に避難行動要支援者に配慮する必要があります。

① 安否確認の方法を決める

地域での安否確認の方法として、自主防災組織が中心となり一世帯ずつ確認する方法があります。しかし、これでは数十～数百世帯を確認するのに時間がかかるため、どのように確認するかを、事前にしっかり話し合っておく必要があります。

【安否確認の方法例】

- ・地域を小さなブロック（10～20世帯程度の組や班など）に分割し、ブロックごとに長を決める。ブロック長はブロック内の家を回り、安否を確認する。
- ・事前に「『無事です』と書いた旗」や「黄色いマグネット」などを準備しておき、無事ならばそれを外に出す。ブロック長はブロック内の家を回り、旗やマグネットが出ていない家だけ安否を確認する。
- ・まず、お隣などに声をかけながら、一時避難場所に集合し、集合していない世帯を近隣の方が確認する。
- ・自治会・町内会や自主防災組織で日頃から作成している会員名簿を、安否確認において活用できるよう、運用・保管方法についてルールを決めておく。
※災害発生時においては、名簿情報の共有は認められていますが、より実効性を高めるためにも、共有者等を具体的に決めておき、自治会・町内会の中で周知しておきましょう。

また、確認しても応答がない場合、留守なのか、いるけれども応答できないのか、判断に迷う場合もあるでしょう。このような場合の対応も、しっかり考えておく必要があります。

②安否を確認するときには、避難行動要支援者へ配慮を

避難行動要支援者とは、従前は「災害時要援護者」と呼ばれていました。

2013年（平成25年）の災害対策基本法の一部を改正する法律の施行により、「要配慮者」と「避難行動要支援者」に定義が明確化されました。災害発生時において、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、自らを守るために安全な場所に避難するなどの一連の行動をとることが困難であったり、自宅を失うなどの理由で指定避難所で生活する場合に、他者の配慮を必要とする人々（高齢者、障がい者、乳幼児、妊婦、傷病者、日本語が不自由な外国人など）を「要配慮者」といい、「要配

ふじさわ防災ナビ 自主防災活動

「慮者」のうち、高齢者や障がい者など、特に支援を要する方を、「避難行動要支援者」といいます。このような方々への配慮を忘れないようにしましょう。

市では、藤沢市避難行動要支援者避難支援プラン全体計画を策定し、避難支援体制づくりに取り組んでいます。



詳細は、防災安全部 災害対策課 電話：0466(25)1111（代表）までお問い合わせください。

3－5. 防災知識の普及・啓発

(1) 防災意識の向上

災害時に自主防災組織が効果的に活動し、被害の発生及び拡大を防止するためには、地域の一人ひとりが防災に関する正確な知識を持ち、日頃から災害に備えておくことが大切です。

誰もが知っておくべき防災知識（例）

- 地震や津波、台風や大雨の知識と地域の被害想定
 - 災害発生時にとるべき行動
 - 避難情報が発表された場合にとるべき行動
 - 日頃からの家庭内の安全対策
 - 自主防災組織の役割や活動内容
 - 避難行動要支援者への支援方法
- など

地域の方々に防災知識を習得してもらうためには、次のような方法が考えられます。

普及・啓発方法（例）

- 市役所や消防署などが開催する講演会・研修会等への参加
 - 防災まち作りのための話し合いやワークショップを開催
 - ふじさわ防災ナビなどの各種資料を活用した勉強会の開催
 - 自治会・町内会の各種イベントの機会をとらえた広報活動
 - 広報紙などを定期的に作成・発行して全戸に配布
 - 防災訓練の実施
 - 防災講話
 - 地震体験車（災害対策課からの派遣）
- など



ふじさわ防災ナビ　自主防災活動

ふじさわ防災ナビの一例

図 3-3 市内自治会・町内会の広報用チラシ（例）

【コラム】防災意識啓発の事例

藤沢市及び藤沢市防災組織連絡協議会では、毎年1月に「藤沢市地域防災活動推進大会」を開催しています。

推進大会の第一部では、藤沢市防災組織連絡協議会の活動報告、地区防災協議会や自主防災会の地域での防災活動事例等について、発表が行われます。地域での取組を発表することにより、地域での防災活動の参考となる情報共有の場となっています。

また、第二部では防災講演会が開催され、藤沢市における自主防災活動の今後に役立つような内容を話していた



(2) 家庭内の安全対策の推進

1995年（平成7年）1月17日に発生した阪神・淡路大震災では、新耐震基準となった1981年（昭和56年）以前に建築された住宅の約6割が大きな被害を受けました（神戸市中央区の特定地域における木造住宅の悉皆調査による）。また、家屋の倒壊や家具等の転倒による圧迫死は、死者全体の8割を超えました。さらに、激しい揺れにより、ストーブやガスコンロの火を消すことができず、また、電気のブレーカーを切るなどの安全確認が十分できなかったために、発災直後から多数の火災が同時に発生しました。

「災害が起きたら自分や家族はどうなるのか」ということを常に考えて、家庭内の安全対策を推進しましょう。

① 住宅の耐震診断・補強工事

大規模な地震が発生した場合であっても命を守れるよう、住宅の安全性が保たれている必要があります。例えば、建築してから相当の年数が経過している住宅（特に1981年（昭和56年）以前に建築された住宅）や、筋交いが少ないなど揺れに弱い構造の住宅などは、地震が発生すると倒壊するおそれがあります。

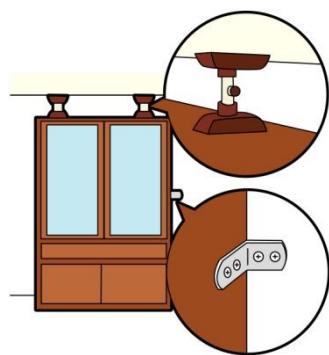


藤沢市では、木造建築物の耐震診断費用の一部を補助しています。また、建築物の耐震性能の向上を図り、災害に強い安全なまちづくりを推進するため、耐震改修工事にかかる費用の一部を補助しています。

自主防災組織は、市のパンフレットなどを活用して、日頃から住宅の耐震化に関する情報提供を行っておきましょう。

詳細は、計画建築部 建築指導課 電話：0466(50)3539 までお問い合わせください。

② 家具等の転倒・落下防止



建物自体の安全性に加えて、建物内部も安全性を確保しておく必要があります。

例えば、倒れると大きな被害を引き起こす大きな家具等は、突っ張り棒や金具でしっかりと固定したり、高い位置に物を置いたりしないようにしておくことが大切です。寝ているときに地震が起きると、家具等が倒れて身動きがとれないこともあるため、就寝場所の近くには大きな家具等を置かないようにしましょう。

藤沢市では、家具の転倒防止に関する協定を市内の3社と締結しています。災害対策課・各市民センターで、家具の転倒防止器具の取り付け工事を行う協定業者を紹介しています。

自主防災組織は、市のパンフレット（災害対策課、各市民センターでお渡ししています。）などを活用して、日頃から建物内部の安全対策について周知しておきましょう。

家具転倒防止のポイント

- 家具を固定するときは、柱や壁の下地のある部分などに金具等を取り付ける。
- じゅうたんなどのやわらかい床には、背の高い家具を置かない。
- 家具の上部には軽いものを、下部には重いものを収納する。
- 就寝場所や出入口付近には家具を置かない。

③ 食料・飲料水等の備蓄、非常持出品の準備

災害の発生直後は、食料、飲料水、常備薬、生活必需品の確保が非常に困難になります。日頃からこれらのものを備えておくよう、呼びかけましょう。また、少なくとも1年に1度は点検することも呼びかけましょう。

極めて大規模な災害が発生した場合は、3日以上支援が届かないことも考えられます。そのようなことも視野に入れ、地域全体での備蓄についても考えておきましょう。最低3日分（可能な限り7日分）の備えをしておきましょう。

④ 出火防止

消火器や消火に使うためのバケツを用意したり、風呂に水を張ったりしておくなど、火災が発生しても素早く対処できる準備をするよう呼びかけましょう。

また、ストーブやコンロなど火気を使う器具を点検しておくことや、石油やスプレーなど可燃性の危険物を適切に管理しておくことについても、注意を促しましょう。

住宅用火災警報器の設置を推進しましょう。電池式のものであれば、停電時も火災の煙を感知することができます。このほか、通電火災を防ぐための感震ブレーカー（自動的に電気を止める器具）も有効です。

⑤ 感震ブレーカー

感震ブレーカーとは、地震発生時に一定以上の揺れを感じた場合に、自動的に通電を遮断するもので、一定時間経過後に遮断するものや照明機能付きのものなど、現在、複数のタイプが市販されています。

大規模地震時の火災原因のうち、6割超は電気に起因するものです。通電火災を

防ぐために、感震ブレーカーを設置しましょう。

⑥ 家庭内での役割分担や避難場所・連絡方法等の取決め

災害が発生した場合の家族間の役割分担や、災害時における連絡方法や避難先などについて、あらかじめ家族で話し合うよう、呼びかけましょう。

⑦ 防災ラジオ

災害発生時、適切な避難行動を行うためには、緊急情報の迅速な入手が必要です。防災ラジオは防災行政無線と連動してレディオ湘南（FM83.1MHz）から発信される緊急割込放送を自動受信できます。荒天時に屋内にいる人にとって、風雨や建物による反響の影響を受けないため、緊急情報を明瞭に確認することができます。

藤沢市では防災ラジオを有償頒布しています。詳細は、防災安全部 防災政策課 電話：0466(50)8380までお問い合わせください。

⑧ ガラスの飛散・落下防止

身近にあるガラスも割れると非常に危険です。強化ガラスに取り替えたり、ガラス飛散防止フィルムを貼ったりするなど、ガラスの飛散・落下防止を行うよう、呼びかけましょう。

カーテンを閉めておくことも、簡単な飛散防止策になります。



⑨ ブロック塀の点検・改善

ブロック塀や門柱は、基礎の根入れがなかったり、鉄筋が入っていないなど、安全でないものもあります。避難路や緊急輸送路に面したブロック塀が倒壊すると、避難や緊急輸送の妨げになります。

ブロック塀や門柱のある家には、自主点検や改善を呼びかけましょう。



藤沢市では、地震等による災害を未然に防止するため、道路に面する危険なブロック塀の撤去や、安全な工作物等に改修する費用の一部を補助する「危険ブロック塀等安全対策工事費補助制度」があります。

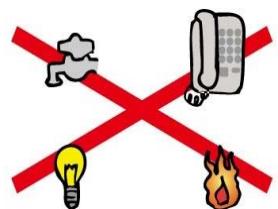
なお、補助の対象に関する条件や申込期間等が定められています。詳細は、防災安全部 防災政策課 電話（同上）までお問い合わせください。

3－6. 災害時に備えて訓練をしよう

災害が発生したときに被害を少なくするためには、落ち着いて適切な行動をとることが大切です。そのためには、対処の仕方を知り、焦らず行動できるようにしておく必要があります。地域での防災訓練を繰り返し行うことで、災害時に必要な知識や対処方法を身に付けておきましょう。

① 防災訓練の目的

大規模災害時には、ほとんどの方が過去に経験したことのないような状況に直面します。平常時には有り得ない危険な状況があちこちで発生するだけでなく、電気、



ガス、上下水道、通信といったライフラインが機能せず、平常時とは全く異なった状況下での活動が余儀なくされます。

このような状況下でも落ち着いて適切な行動をとるために、日頃から防災訓練を繰り返し行うことが必要です。

② 防災訓練の実施

まずは、自主防災組織が災害時に行るべき活動について考えてみましょう。「何をするか」が分かれば、「それをするために、どうすればよいか」が分かります。また、考えるだけでなく、実際に行動してみるとことによって「準備しておくべきこと」や「決めておくべきこと」がみえてきます。

防災訓練の詳細な手順については、『ふじさわ防災ナビ～防災訓練編～』を参考して、訓練により現状の問題点を洗い出し、次の訓練に活かしていきましょう。

③ 事故防止のために

訓練中には事故防止に万全の注意を払い、次のことを忘れずに実施しましょう。

●危険を伴う訓練には専門家の指導を

消火訓練や救出・救助訓練は消防署員など専門家の指導を受けましょう。

●事前に十分な説明を

訓練を始める前には、必ず事故防止について、参加者へ注意を促しましょう。

訓練で使用する資機材の操作方法・危険性などについて、事前に十分説明しましょう。

●服装は訓練に適したもの

服装は訓練に適したものとし、革手袋・ヘルメット（防災頭巾）等を着用しましょう。

●訓練中に事故が発生した場合は適切な措置を

訓練中、整理・整頓など安全管理を意識しましょう。万一事故が発生した場合は人が人の救護を最優先するなど、適切な措置をしましょう。

④ 地区の訓練にも参加しよう

自主防災組織で行う防災訓練とは別に、地区ごとの防災訓練も行われています。地区の訓練は、次のようなことを目的に実施されています。

- ・地区における地震等の災害による安全体制の確立
- ・地区内の関係機関や各自主防災組織との連携によるネットワーク作り
- ・自助・共助の防災意識の向上
- ・地域防災力の強化 など

【コラム】緊急時には、ためらわず勇気をもって

救出・応急救護・搬送訓練を実施すると、こんな意見が寄せられることがあります。

「救出中に自分がけがをしてしまったら・・・と考えると、積極的になれない」

「応急手当をしても助からなかった場合、責任を問われるのでは？」

もしもこんな事態になってしまったら、どうなるのでしょうか？

■救助活動中に自分が傷病を負った場合

市では、「藤沢市災害弔慰金の支給等に関する条例」に基づき、人命救助等において生じた事故に関して、災害見舞金制度が設けられています。また、自治会・町内会が行う防災活動（自主防災組織の活動を含む）については、災害による直接的な被害（例：余震による怪我等）を除き、傷害の程度に応じて、市民活動災害保険による補償制度が設けられています。

■応急手当をしても助からなかった場合

わが国では、一般市民が善意で実施した応急手当、特に心肺蘇生法などの救命手当については、悪意や重大な落ち度がなければ、その結果の責任を法的に問われることはないと考えられています。事実、わが国においては、今まで救命手当を行うことによって法的責任を問われた事例はありません。



したがって、あなたが救急現場に居合わせたときには、ためらわずに勇気をもって救命手当を実施してください。
このとき、自身の安全を確保することと、近くの方に負傷者が居ることを知らせることを決して忘れないようにしましょう。

災害時の救助活動は、一刻を争います。地域の人の命を守るのは、地域の皆さん自身です。一人でも多くの人を助けられるよう、普段から救出・応急救護・搬送の訓練をしっかり実施しておきましょう。

3－7. 避難所運営委員会への参加

避難所運営委員会は、地震等の大規模災害が発生して指定避難所を開設することになった場合、避難所リーダー・避難者代表・施設管理者・市職員（従事職員）が、お互いに協力して円滑に指定避難所を運営するための組織です。

自主防災組織の会長は、それぞれの避難先の避難所運営委員会に参加してください。

なお、平常時においても、各地区の市民センターの呼び掛けにより、年に数回避難所運営委員会を開催しています。委員会では、指定避難所の運営に備えて役割分担などを話し合います。市が作成した「避難所運営マニュアル」に基づき、各避難所に合わせた「避難所運営マニュアル」を作ることも大事な役割です。

また、このマニュアルに沿って指定避難所の運営訓練を実施し、上手くいかないところがあれば改善しましょう。

① 避難所運営委員会の構成

避難所運営委員会の構成は、次のとおりです。

●避難所リーダー

指定避難所区域における自治会役員・町内会役員

●避難者代表

指定避難所に避難した住民の代表

●施設管理者

指定避難所が設置された学校や施設の代表者

●市職員（従事職員）

災害時に指定避難所に参集するよう災害対策本部長から指名されている職員

② 組織編成

避難所運営委員会の組織編成は、会長・副会長・総務班・名簿班・食料班・物資班・要配慮者支援班・衛生班・情報広報班等とします。

会長、副会長及び各班長は、避難所リーダー又は避難者代表から選出します。

※班編成は、各指定避難所で必要に応じて増減することができます。また、地域の実情に応じて、ボランティア班など各避難所独自の班編成を行うこともできます。

→本マニュアル 資料編-13「避難所運営委員会組織図」参照

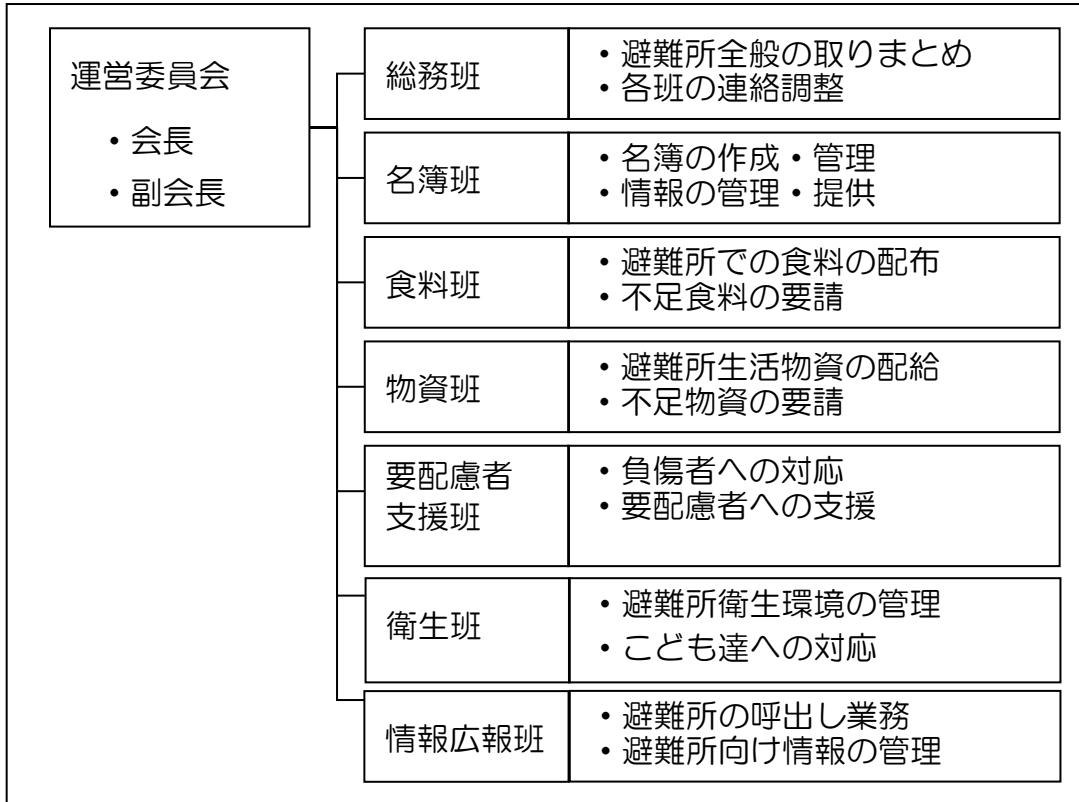


図 3-4 避難所運営委員会組織

3-8. 活動内容を見直す

3-1で作成した年間スケジュールは、適宜見直しが必要です。

特に訓練を行った後には、反省点や改善点を話し合って活動内容を改めましょう。

また、それらに対処するためのスケジュールについても検討しましょう。

4 災害時の自主防災活動

例えば、地震が発生した場合は、まずは各自が自らの安全を確保するための行動をとりますが、時間の経過とともに自主防災組織として力を合わせて対応すべきことが出てきます。どのタイミングで何をすべきか、理解しておきましょう。

4-1. 地震発生時に自主防災組織に求められる活動

自主防災組織として地震発生時に実施すべき活動は、次のとおりです。それぞれの活動に当たっては、要配慮者への配慮を忘れないようにしましょう。

表 4-1 地震発生後の時間経過と活動

経過時間	状況	自主防災組織の活動
発災 ～数分	地震発生 揺れの収束	(各自の安全確保など)
数分 ～数時間	家屋倒壊の発見 負傷者の発見	情報収集・伝達 →4-2 ⇒安否確認 出火防止・初期消火 →4-3 救出活動、応急救護、搬送 →4-4 ⇒所在確認 ⇒救出活動 ⇒応急救護 ⇒負傷者の搬送 避難誘導 →4-5 ⇒避難誘導
～数日	避難生活	避難生活の支援 →4-6 ⇒指定避難所の開設・運営 ⇒被災者登録の呼びかけ ⇒給食・給水、救援物資の配給 ⇒在宅避難者のサポート ⇒避難所運営委員会の運営

4－2. 情報収集・伝達

的確な応急対応を行うためには、災害情報の正確かつ迅速な収集・伝達が必要不可欠です。特に、デマ等によりパニックが起きないようにする必要があります。

(1) 収集・伝達すべき情報

各自がふじさわメールマガジン（ふじさわ防災ナビ～防災・気象情報）、エリアメール・緊急速報メール、防災行政無線、防災ラジオ、スマートフォンアプリ、コミュニティーFM、テレビ等により災害情報を入手するほか、自主防災組織としても巡回等を行い、地域内の被害状況を迅速に把握しましょう。その上で、それらの情報を地域内で共有し、必要な対応をとりましょう。



収集する情報で最も重要なものは「人命に関わる情報」です。この情報については、直ちに対応する必要があります。

表 4-2 収集すべき情報

災害情報	<ul style="list-style-type: none"> 地震に関する情報 津波注意報、津波警報、大津波警報 など
避難情報	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者等避難、避難指示
被害の状況	<ul style="list-style-type: none"> 人的被害 ⇒ 死者、行方不明者、負傷者（重傷者・軽傷者）、閉じ込め 住家被害 ⇒ 全半壊、床上・床下浸水 公共土木施設の被害 ⇒ 道路、橋りょう、河川等 火災 崖崩れ など
その他	<ul style="list-style-type: none"> ライフラインに関する情報 救援に関する情報 給食・給水、救援物資に関する情報 など

情報収集・伝達のポイント

- 情報を入手した場合は、必ず情報源を確かめます。地震後は根拠のないデマが流れやすく、また、異常な心理状態のため、冷静な判断力が失われることがあるので注意が必要です。防災行政無線や市の広報車、テレビ・ラジオで正確な情報を確認し、正確な情報に基づいて対応しましょう。
- 情報収集を迅速に行うため、事前に調査区域を分けて担当者を決めておきます。また、あらかじめ地域内で情報を集めて連絡する場所・手段を決めておき、地域の方々に周知しておきましょう。
- 5W1H（誰が、何を、いつ、どこで、なぜ、どのように）が抜けないようにし、火災や避難などの重要な情報は、必ずメモをしておきましょう。
- 伝達手段として、メガホン、掲示板、回覧板なども効果的に活用します。
- 高齢者・障がい者・要介護認定を受けている方など、災害時に特に支援を必要とする人については、日頃から連絡を密にしておきましょう。

(2) 安否確認

あらかじめ地域で決めておいた方法により、地域の方々の安否確認を行いましょう。安否確認することで、救出漏れ（転倒家具や倒壊建物にはさまれて救出が必要だが、存在を知らせることができない人など）を発見し、犠牲者を減らす第一歩となります。

安否確認のポイント

- 安否確認は、避難行動要支援者だけでなく、地域住民全員について行いましょう。
- 安否確認表をもとに、自治会・町内会の役員・班長が手分けして全世帯の確認をしましょう。（3-4で決めた方法でやりましょう。）
- 安否確認の結果は、自主防災組織ごとにまとめ、指定避難所を通じて地区防災拠点本部（市民センター）へ速やかに報告しましょう。

→本マニュアル 資料編-14.15 「一時避難場所における自治会・町内会ごとの避難者等状況連絡票」 参照

→本マニュアル 資料編-16 「自治会・町内会ごとの安否確認状況連絡票」 参照

(3) 情報の流れ

災害対策本部では、各地域から寄せられた情報に基づき、避難、消火、救助、支援等の実施方策について判断し、関係機関や地域の方々に指示・伝達等を行います。このため、各自主防災組織は、次のような情報をとりまとめ、市職員（従事職員）に報告しましょう。

- 人的被害⇒ 死者、行方不明者、負傷者（重傷者・軽傷者）、閉じ込め
- 住家被害⇒ 全半壊、床上・床下浸水
- 公共土木施設の被害⇒ 道路、橋りょう、河川等
- ライフライン被害⇒ 上下水道施設、電気施設、ガス施設等
- 火災
- 崖崩れ
- その他の被害 など

情報は、次のように伝達します。市災害対策本部や指定避難所からの情報を自主防災組織が受け取った場合は、地域の方々と共有しましょう。

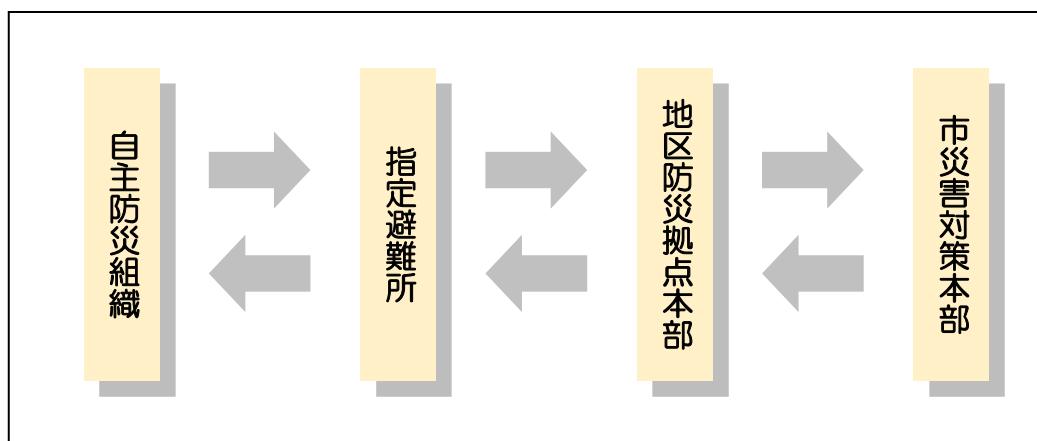


図 4-1 情報の流れ

市への報告のポイント

- 何を伝えるべきか、被害発生現場や被害の概要など、優先順位を考えておきましょう。必要に応じて、防災関係機関に対し出動要請を行う場合もあります。
- 「被害なし」という報告も、災害の全体像を把握するための重要な情報になります。忘れずに報告するようしてください。

4－3. 出火防止・初期消火

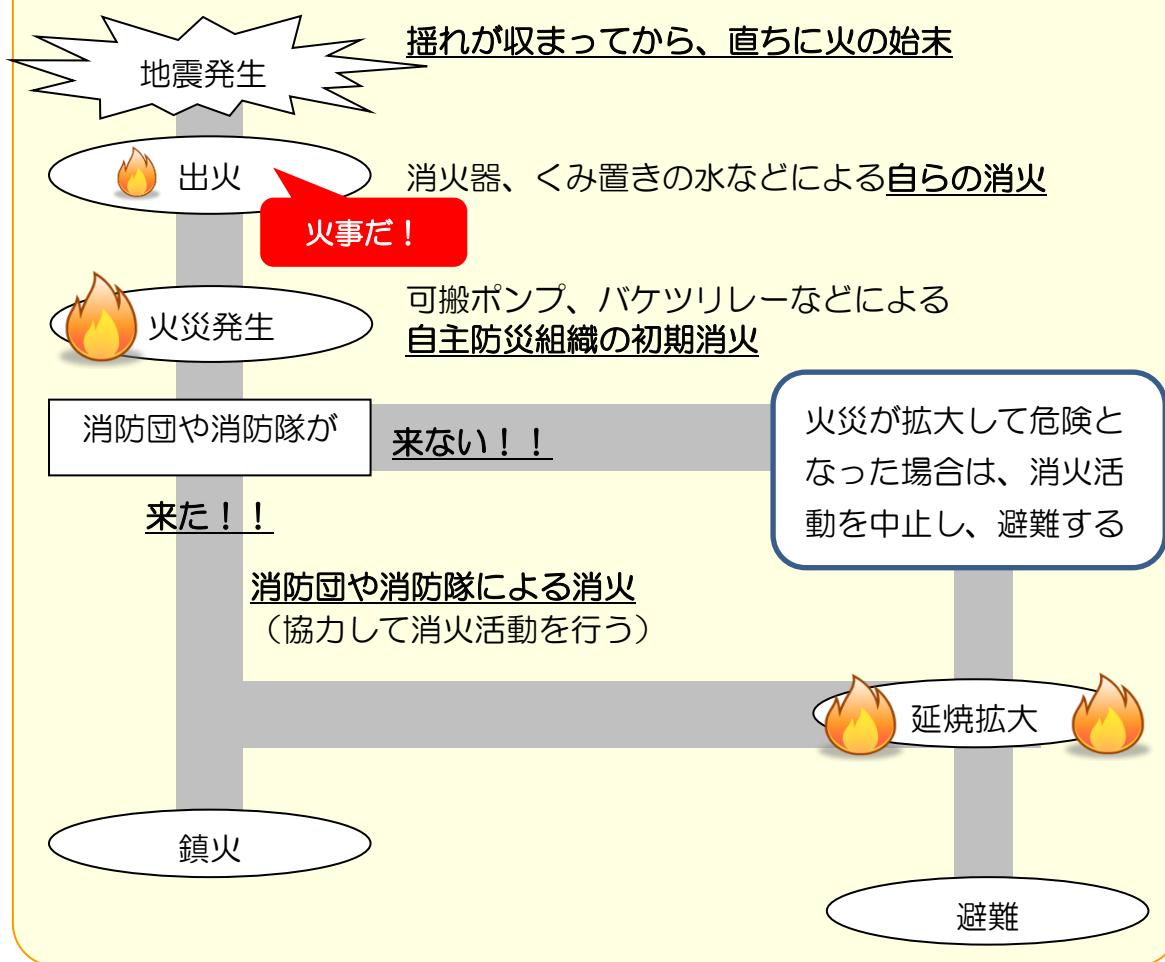
火災が発生した場合は、地域で協力して初期消火活動に当たりましょう。

初期消火には、消火器やバケツリレーによる消火活動、可搬式ポンプを使った消火など様々な方法があります。また、断水によって水道が使えない場合は、風呂の水や井戸水、近くの水路やプールの水などをします。

火災を大きくしないためには、出火してから数分間が重要です。火災を発見したら、大声で「火事だ！」と叫び、まず周囲に知らせます。その上で、消防機関に通報するとともに、周囲の人と協力しながら消火活動を実施しましょう。ただし、災害時は、同時多発的に火災が発生するため、消防団や消防隊がたどり着けない可能性もあります。

地域で行う初期消火活動はあくまで火災の延焼を防止することが目的ですので、決して無理はしないようにしましょう。消防団や消防隊が到着したらその指示に従うようにしましょう。

初期消火のポイント



4－4. 救出活動、応急救護、搬送

大地震発生時には、家屋の倒壊などにより多数の生き埋めや閉じ込めが発生することが予想されます。自主防災組織を中心に、地域の方々と協力して1人でも多く助けましょう。

(1) 所在確認

家族の安否が確認できたら、近隣の方々が無事かどうか確認を行います。所在が分からぬ場合は、大きな声で呼びかけ、反応を確かめます。助けを求める人が声を出せないので、防災笛の音や物を叩く音など所在を知らせる音を聞くため、静かにして確認する時間を作ります。

日頃から近隣の家族構成を把握し、安否確認の方法を決めておくと、どこで誰が救助を必要としているか、いち早く知ることができます。

(2) 転倒家具や倒壊家屋からの救出活動

転倒家具や倒壊家屋にはさまれている人を見つけたら、まずは、その人に声をかけ、安心感を与えましょう。

居場所が分かったら、救出のための人を集めましょう。人の姿が見える場合には5～10人、見えない時は20人程度が目安で、救出者が大勢の場合は、リーダーを決め、手順を確認しながら作業を進めていきます。



救出に当たっては、覆い被さっているものをできるだけ除去したり、「てこの原理」を利用して隙間を作ったりして、痛みを和らげていきます。はさまれている人に声をかけ続け、不用意に引きずり出したりせず慎重に作業しましょう。

救出活動のポイント

- 作業中は、余震の有無や足場の安全などを確かめ、二次災害が起こらないよう注意しましょう。
- ノコギリ、ハンマー、バール、ジャッキ、ロープなどの資機材を備えておきましょう。また、チェンソー、可搬ワインチ、エンジンカッターなどは、扱いが難しい道具であるため、日頃から訓練をしている方が使うようにします。

(3) 応急救護

自主防災組織で対応できる応急手当には、次のようなものがあります。

① 安全確保

自分の身を守るためにも、負傷者は速やかに安全な場所へ運び、身体を安静に

させます。その際「負傷部位を悪化させない」「呼吸が楽にできる」体位にすることが大切です。

② 止血法

大出血は生命の危険に関わるため、直ちに止血する必要があります。止血をおこなう際は、血液による感染の危険があるので、ゴム手袋やビニール袋を手に被せ、傷口を直接圧迫して止血法を試みます。

③ 心肺蘇生法

反応がなく、心臓の拍動や呼吸が停止又はこれに近い状態になったときに、心臓や呼吸の機能を回復させるために行います。



方法としては次の方法があり、負傷者に何らかの反応が見えるまで、胸骨圧迫（心臓マッサージ）30回と人工呼吸2回を1セットとして、繰り返し負傷者に施します（胸骨圧迫のみでも可能）。

- | | |
|------------------|---------------|
| 1. 気道確保 | 3. 人工呼吸（省略可能） |
| 2. 胸骨圧迫（心臓マッサージ） | 4. AED |

④ 骨折に関する応急処置

次の症状が見られるときは骨折している可能性があります。骨折かどうか判断つかない場合は、骨折しているものと考えて処置することも必要です。

- | |
|------------------------------|
| 1. 腫れ、内出血による皮膚の変色がある |
| 2. 局所に強い痛みがあり、触れただけで激しく痛む |
| 3. 手足の場合、左右を比べると外形上に変形が認められる |
| 4. 痛みのため動かせなくなる |



⑤ やけど

一般的なやけどは流水で十分に冷やします。靴下など衣服の上からやけどをした場合は、無理に脱がさずそのまま冷やします。水ぶくれを破らないように注意しましょう。重症の場合は、流水で冷やしながら一刻も早く医師の手当を受けます。

救出活動のポイント

- 救命講習は、消防局がおこなう救命講習で取得することができます。しっかり身につけるために、定期的に受講しましょう。
- 応急手当は、防災訓練などに合わせて受講するのもよいでしょう。

(4) 負傷者の搬送

救出された負傷者は、まずは安全な場所へ運びます。自主防災組織で対応できる程度のけがの場合は、家庭や自主防災組織で備えておいた救急セット等で手当を行います。自主防災組織で対応できない中程度以上のけがの場合は、市職員や関係機関と連携して、市内の医院・診療所（発災から4時間を目安）や応急救護所・地域救護病院まで搬送する必要があります。道路が損壊したり渋滞が起きたりして車での搬送が難しい場合は、人力で搬送しましょう。

藤沢市における負傷者の搬送先体系は、以下のとおりです。

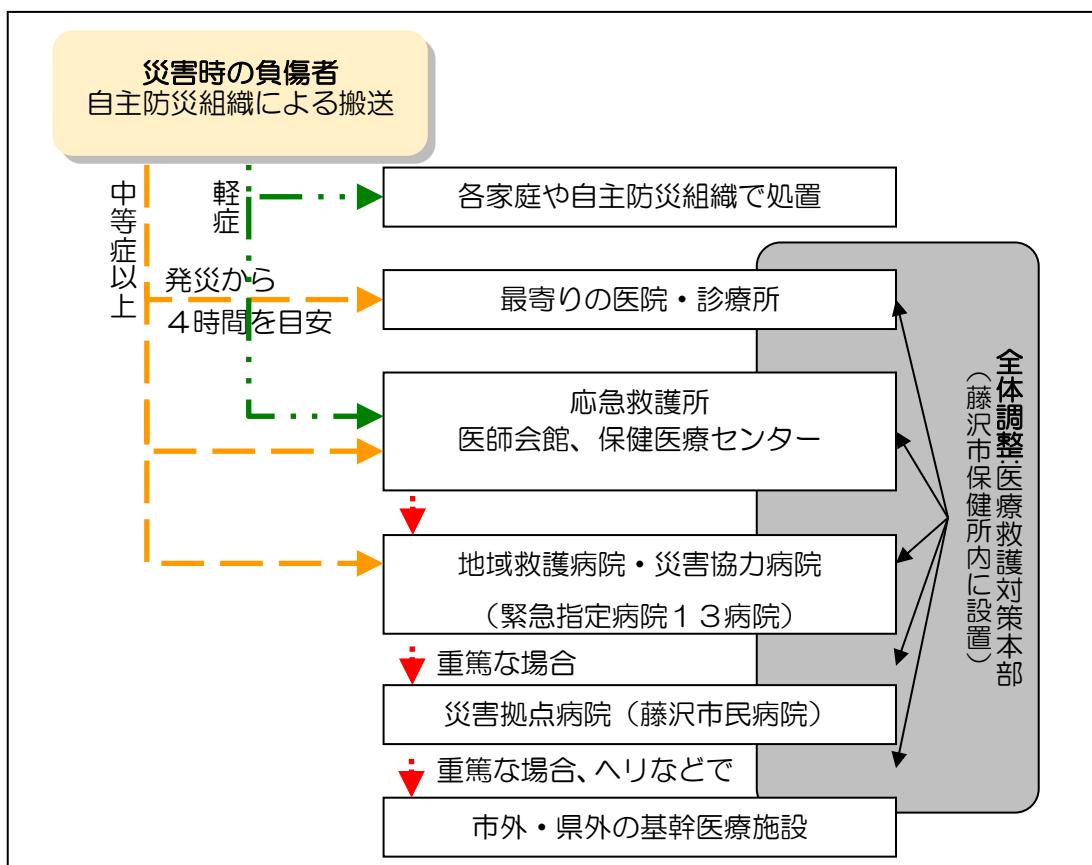
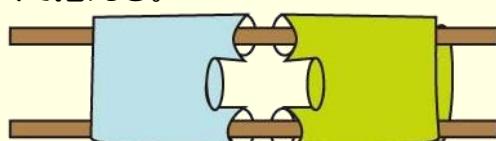


図 4-2 藤沢市における負傷者の搬送先体系

人力による搬送のポイント

- 担架などの道具が備蓄してある場合は、有効に利用しましょう。
- 道具がない場合は、次のようなものを利用して搬送することができます。
 - ・毛布やTシャツと棒を利用して簡易担架を作る。
 - ・(座ることができる場合)椅子を利用する。
 - ・一人又は二人で抱える。



4－5. 避難誘導

地震により大規模な火災が発生した場合など、地域の方々の生命・身体に危険が及ぶ場合は、直ちに安全な場所へ避難することが必要になります。また、自宅の倒壊、焼失等により住めなくなった場合、しばらくの間は**指定避難所**での生活が基本となります。

避難する際には、以下の点に気を付けて行動しましょう。

余裕がある限り、電気のブレーカーを切るとともに、ガスの元栓を閉める。

近所で声をかけ合う。

自主防災組織などで助け合いながら避難する。<地震災害を想定>

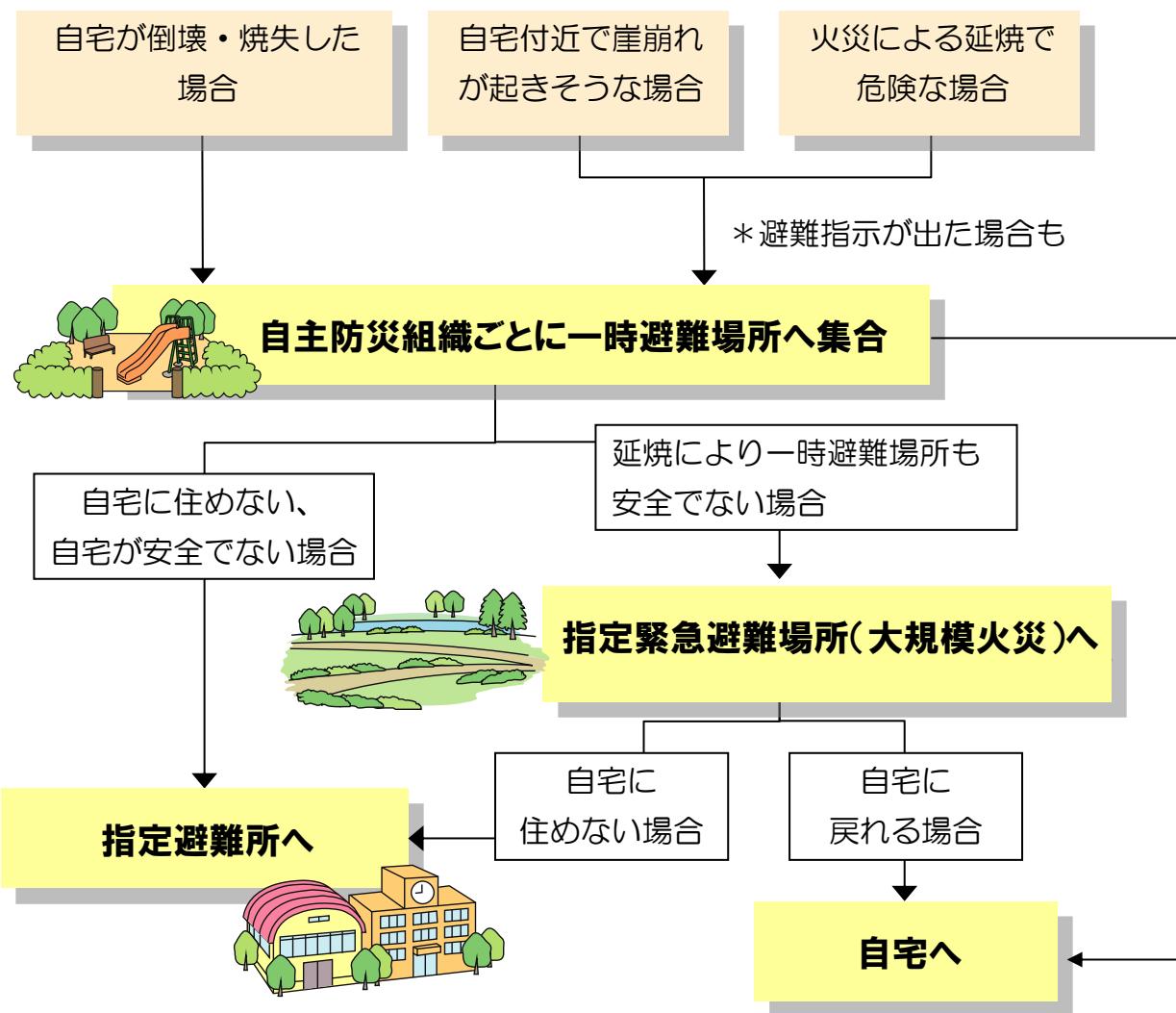


図 4-3 避難する場合のフロー

→本マニュアル 資料編-7「防災施設一覧」参照

4－6. 避難生活の支援

(1) 指定避難所の開設・運営

各避難所で作成した運営マニュアルに沿って、避難所運営委員会がお互いに協力して避難所を開設し、運営します。

① 指定避難所の開設方法

指定避難所は、原則として、あらかじめ指名された市職員（従事職員）又は施設管理者が開設します。しかし、緊急時は自主防災組織が開設しなければならない場合もあるため、その場合の手順を確認しておきましょう。

② 指定避難所の運営方法

避難所運営委員会は、班ごとに分かれそれぞれの活動を行います。各班は、避難者数に応じて班員数の調整を行いましょう。

→本マニュアル「3-7 避難所運営委員会への参加」を参照

指定避難所は、一定期間、同じ地域の住民同士が顔を合わせる場でもありますので、自主防災組織を中心に地域の方々同士で協力し合い、秩序ある避難生活が営まれるように努めましょう。避難生活では、住み慣れた自宅とは異なり多くの人々が不便さを感じます。特に、高齢者や身体に障がいのある方、乳幼児や妊婦などへの配慮が必要となります。また、大人と子どもなど多様な人々が生活することから、被災者同士の助け合いやボランティアなどで、それそれができること・得意なことを出し合って、「手伝って」と言いやすい雰囲気作りなどを工夫しましょう。

また、授乳室や更衣室として使用する場所をあらかじめ決めておくなど、女性の視点を取り入れ、避難者のプライバシーに配慮した指定避難所の運営が行えるよう、できる限り工夫するようにしましょう。

【コラム】東日本大震災における指定避難所で問題になったこと（一例）

- ・小さな子どもが泣くため、周りの人に申し訳なかった。
- ・「子どもが体育館を走り回る足音がうるさい」と言われた。
- ・粉ミルクやおむつが手に入らなかった。
- ・仮設トイレが置かれたが、男女兼用で使いにくかった。

(2) 指定避難所での被災者登録の呼びかけ

藤沢市では、被災地域の方々への支援を行うため、指定避難所での被災者登録を行うこととしています。

指定避難所で避難生活をする方のほか、在宅で生活する方も登録が必要であるため、地域に残っている方に登録を呼びかけてください。

指定避難所で避難所運営委員会がまとめた登録データに基づき、市は食料を始めとした支援物資の手配を行い、指定避難所に届けます。届いた物資は、避難所運営委員会が中心となって指定避難所にて登録者に配布します。

指定避難所は物資・情報の拠点でもあるため、在宅で生活している方が食料や物資、情報を受け取りに来ます。自宅での生活が可能でも、ライフライン（電気・ガス・上下水道）が止まり、生活が困難であることには変わりありません。思いやりを忘れず、支え合って被災生活を送りましょう。

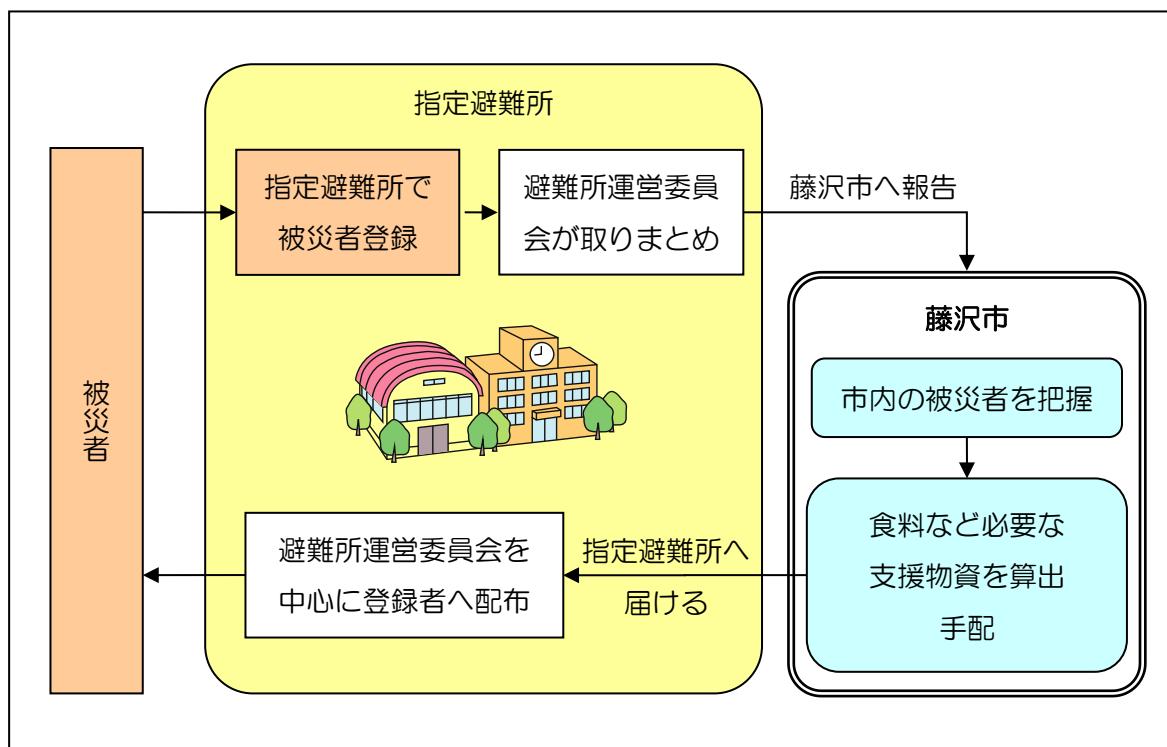


図 4-4 被災者登録の流れ

(3) 給食・給水、救援物資の配給



配給は、公平性の確保に最大限配慮し、原則として世帯ごとに行いましょう。在宅避難者にも、等しく配給する必要があります。

食料等が不足する場合には、数量等を取りまとめて市職員（従事職員）に依頼しましょう。

ミルク、紙おむつなど、特別な要望にも、十分配慮しましょう。

(4) 在宅避難者へのサポート

自宅の被害が少なく在宅避難者として過ごす高齢者や障がい者の中には、指定避難所までの移動が難しく、被災者登録や支援物資等を受け取りに行くことが難しい方もいらっしゃいます。

このような支援が必要な在宅避難者が近隣にいる場合は、自主防災組織を中心に助け合いましょう。



4－7. 風水害時における留意点

風水害については、事前に情報を得て早めに避難することで、人的被害を抑えることができます。

(1) 気象情報

気象警報は、重大な災害が起こるおそれのあるときに、警戒を呼びかける予報で、気象庁が発表します。

表 4-3 警報の種類と説明

特別警報	これまでの「警報」の発表基準をはるかに超える災害が予想され、当該地域で数十年に1度しかないような非常に危険な状況であることを知らせるものです。特別警報が発表されたら「ただちに命を守る行動」をとるよう気象庁は促しています。特別警報には、大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪があります。
大雨警報	大雨による重大な土砂災害や浸水害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。特に警戒すべき事項を標題に明示して「大雨警報（土砂災害）」、「大雨警報（浸水害）」又は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」のように発表します。雨がやんでも、重大な土砂災害などのおそれが残っている場合は、発表を継続します。
洪水警報	河川の上流域での大雨や融雪によって下流で生じる増水や氾濫により重大な洪水害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。
暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。
高潮警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。
土砂災害警戒情報	大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、土砂災害発生の危険度がさらに高まったときに、市町村長の避難指示や住民の自主避難の判断を支援するよう、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、都道府県と気象庁が共同で発表しています。

記録的短時間 大雨情報	大雨警報発表時に、現在の降雨がその地域にとって災害の発生につながるような、まれにしか観測しない雨量であることをお知らせするために発表するものです。
----------------	---

(2) 避難情報

市は、人的被害が発生する可能性が高まった場合、次の避難情報を発令します。
河川の周辺 及び 土砂災害の恐れがある地域にお住まいの方は、
警戒レベル3で高齢者などは避難開始、警戒レベル4で全員避難しましょう。

表 4-4 避難情報と市民がとるべき行動

警戒レベル	避難情報等	避 難 行 動 等
警戒レベル 5	緊急安全確保	既に <u>災害が発生</u> している状況です。 <u>命を守るために最善の行動をとりましょう。</u>
警戒レベル 4 全員避難	避難指示	<u>速やかに危険な場所から避難先へ避難</u> しましょう。 公的な避難場所までの移動が危険と思われる場合は、近くの安全な場所や、自宅内より安全な場所に避難しましょう。
警戒レベル 3 高齢者等は避難	高齢者等避難	<u>避難に時間を要する人（ご高齢の方、障がいのある方、妊娠中の方、乳幼児など）とその支援者は避難</u> しましょう。 その他の方は避難の準備を整えましょう。
警戒レベル 2	洪水注意報 大雨注意報 等	避難に備え、ハザードマップなどにより、自らの <u>避難行動を確認</u> しましょう。
警戒レベル 1	早期注意情報	災害への心構えを高めましょう。

(3) 事前避難の呼びかけ・誘導

まず、風水害のおそれがある場合は、テレビやラジオ、メールマガジン等で正しい情報を得ます。同時に地域に対し、非常持出袋の準備や連絡方法の確認、危険箇所に立ち寄らないなど、注意を喚起します。

市からの避難の広報は、防災ラジオ、緊急速報メール（エリアメール）、メールマガジン、防災行政無線や広報車など複数の手段で実施します。雨や風が強い場合、防災行政無線は音が聞こえにくくなりますので、浸水想定区域に住んでいる人は、テレビやラジオ、メールマガジンでの情報収集と各自の判断も必要です。

市から【警戒レベル3】高齢者等避難が発表され、地域内の浸水のおそれがある地区に住んでいて、一人で避難できない方がいる場合は、その避難を支援しましょ

う。

安全な場所にいる人は、避難所へ避難する必要はありません。

避難の支援には、事前の避難計画の作成が必要です。地域内に個別避難計画の作成が必要な避難行動要支援者がいるかどうか、一度話し合っておきましょう。

(4) 指定緊急避難場所（洪水・崖崩れ）への避難が危険な場合は

逃げ遅れた場合や暗闇などの場合で指定緊急避難場所（洪水・崖崩れ）へ行くことが困難なときは、無理に水平方向へ避難するのではなく、安全が確保できる少しでも高い2階や3階（垂直方向）へ避難しましょう。

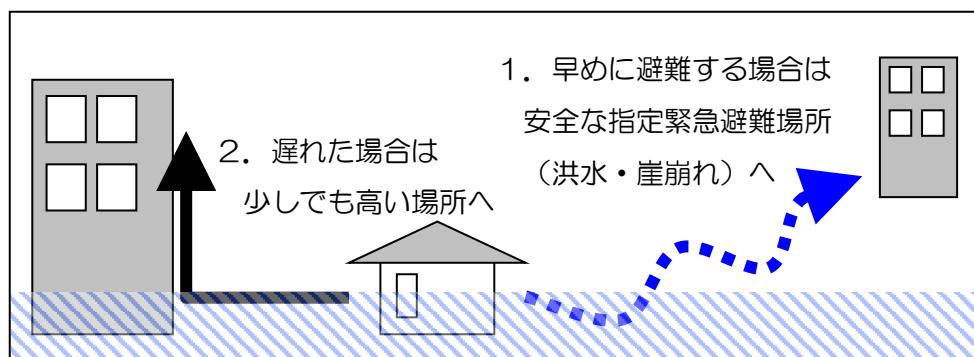


図 4-5 避難する場合の注意点

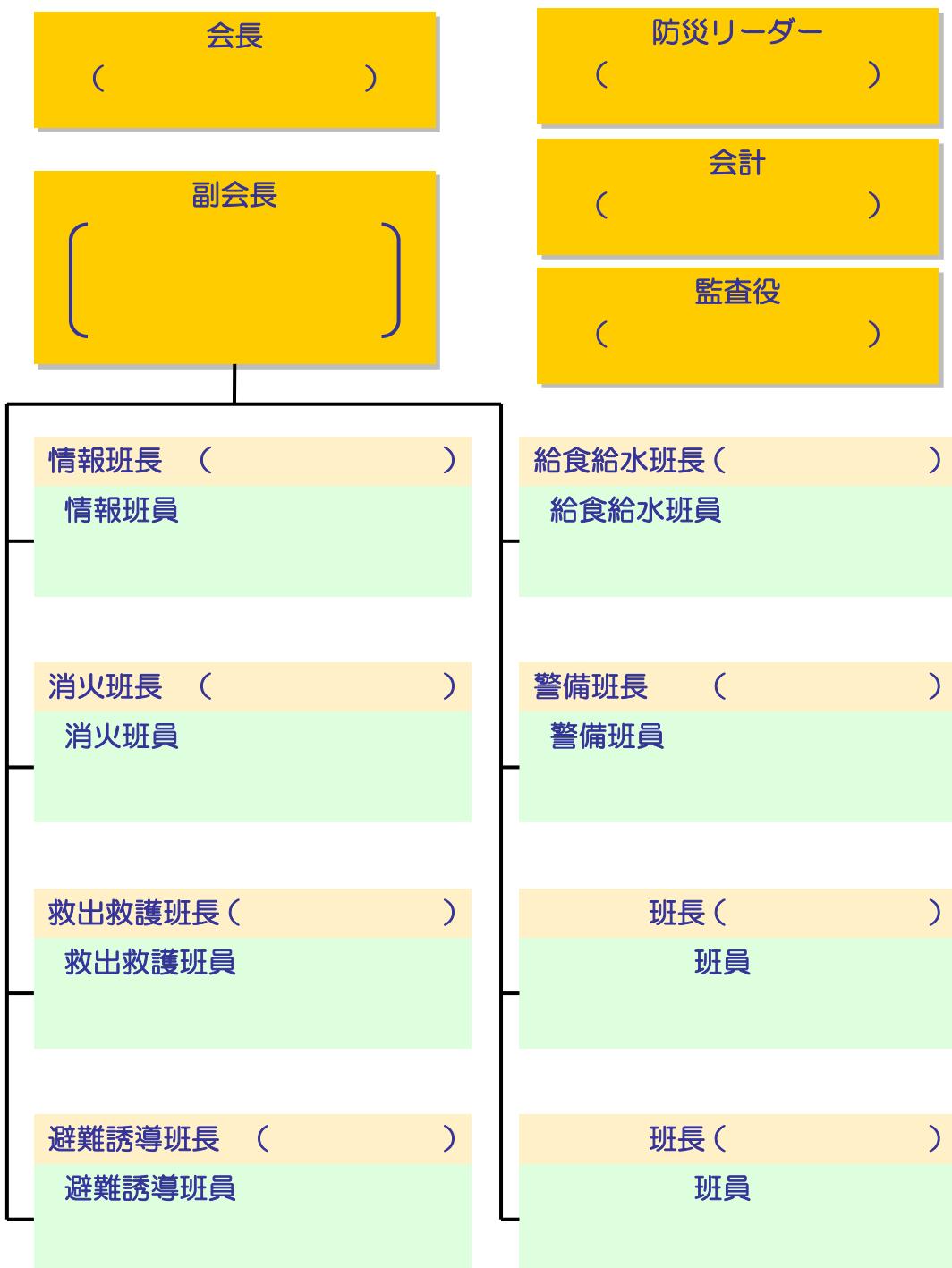
資料編

自主防災組織体制図

※ 本文2-2(2)に対応

①世帯数が少なく、地域も狭いところ

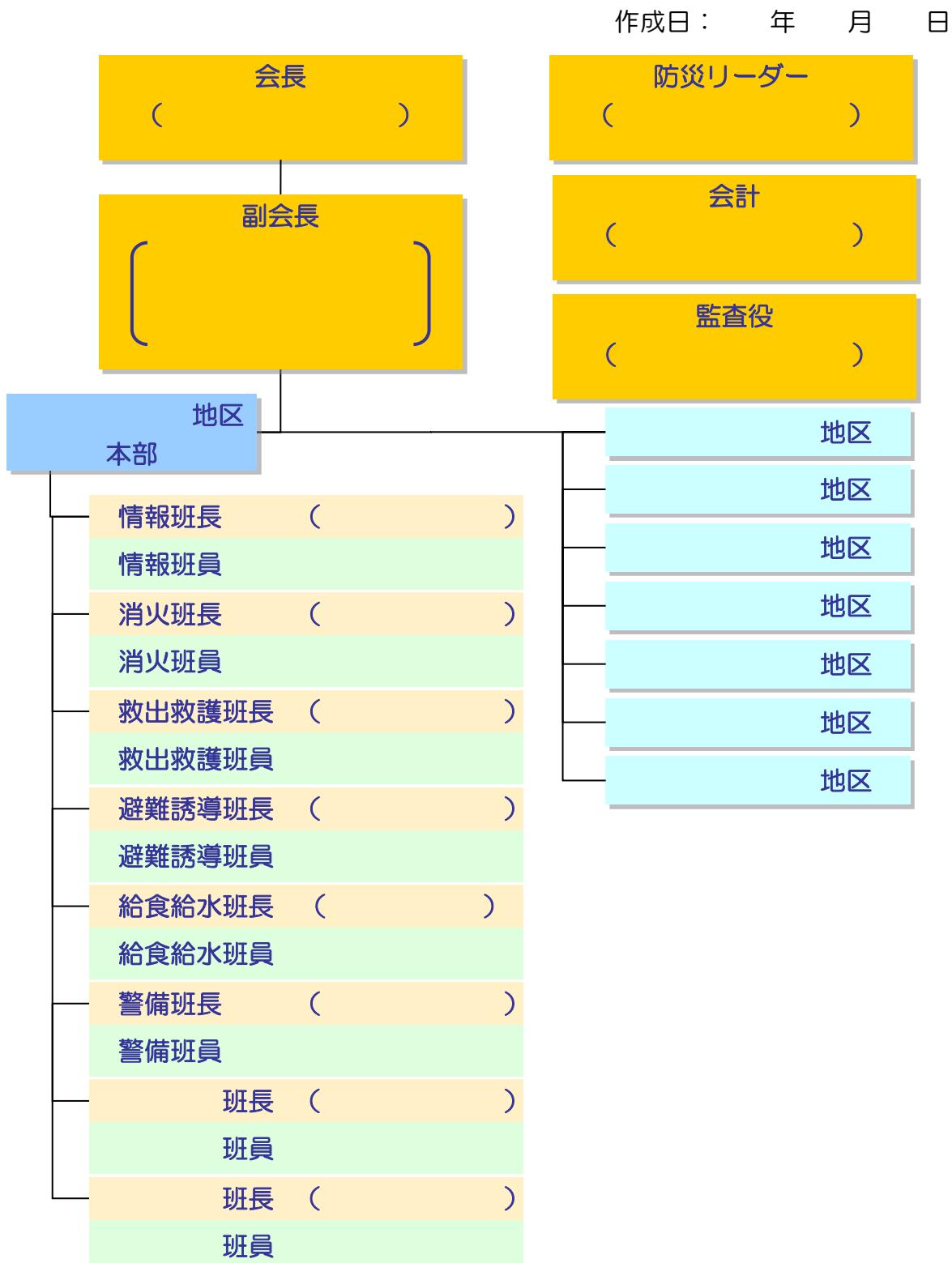
作成日： 年 月 日



自主防災組織体制図

※ 本文2-2(2)に対応

②世帯数が多く、地域も広いところ



自主防災組織規約（案）

※ 本文2-2(4)に対応

○○○○自主防災会規約（案）**(名 称)**

第1条 この会は、○○○○自主防災会（以下「本会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 本会は、住民の隣保協同の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより地震、水害及びその他の災害（以下「地震等」という。）による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

(事 業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防災に関する知識の普及に関すること。
- (2) 地震等に対する災害予防に関すること。
- (3) 地震等の発生時における情報の収集伝達、初期消火、救出救護、避難誘導等対応対策に関すること。
- (4) 防災訓練の実施に関すること。
- (5) 防災資機材等の備蓄に関すること。
- (6) その他本会の目的を達成するために必要な事項。

(会 員)

第4条 本会は、○○○○（自治会・町内会）内にある世帯をもって構成する。

(役 員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- | | |
|---------|----|
| (1) 会長 | 1人 |
| (2) 副会長 | 人 |

(3) 会計 人

(4) 監査役 人

2 役員は、会員の互選による。

3 役員の任期は、○年とする。ただし、再任することができる。

(役員の任務)

第6条 会長は、本会を代表し、会務を総括し、地震等の発生時における応急活動の指揮命令を行う。

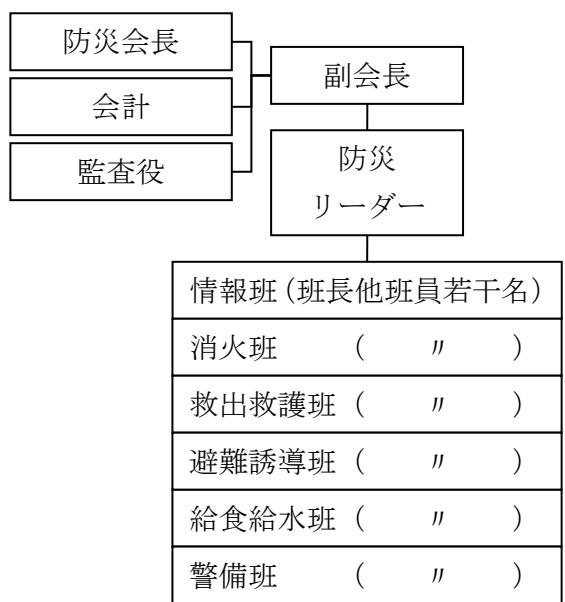
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときはその職務を行う。
- 3 監査役は、会の会計を監査する。

(役員の選任)

第7条 防災会役員は防災会長の推薦により本（自治・町内）会の役員会の承認を得て会長（又は町内会長）が委嘱する。

(組 織)

第8条 防災活動をより効果的に行うため、次のとおり防災組織を編成する。



ふじさわ防災ナビ 自主防災活動

(会議)

第9条 本会に、総会及び幹事会を置く。

(総会)

第10条 総会は、全会員をもって構成する。

- 2 総会は、毎年1回開催する。ただし、特に必要がある場合は、臨時に開催することができる。
- 3 総会は、会長が招集する。
- 4 総会は、次の事項を審議する。
 - (1) 規約の改正に関すること。
 - (2) 防災計画の作成及び修正に関すること。
 - (3) 事業計画に関すること。
 - (4) 予算及び決算に関すること。
 - (5) その他総会が特に必要と認めたこと。
- 5 総会は、その付議事項の一部を幹事会に委任することができる。

(幹事会)

第11条 幹事会は、会長、副会長及び各班長によって構成する。

- 2 幹事会は、次の事項を審議し、実施する。
 - (1) 総会に提出すべきこと。
 - (2) 総会により委任されたこと。
 - (3) その他幹事会が特に必要と認めしたこと。

(防災計画)

第12条 本会は、地震等による被害の防止及び軽減を図るため、防災計画を作成する。

- 2 防災計画は、次の事項について定める。
 - (1) 地震等の発生時における防災組織の編成及び任務分担に関すること。

(2) 防災知識の普及に関すること。

(3) 防災訓練の実施に関すること。

(4) 地震等の発生時における情報の収集伝達、出火防止、初期消火、救出救護及び避難誘導に関すること。

(5) その他必要な事項。

(会費)

第13条 本会の会費は、総会の議決を経て別に定める。

(経費)

第14条 本会の運営に要する経費は、会費その他の収入をもってこれにあてる。

(会計年度)

第15条 会計年度は、毎年○月○日に始まり、翌年○月○日に終わる。

(会計監査)

第16条 会計監査は、毎年1回監査役が行う。ただし、必要がある場合は、臨時にこれを行うことができる。

- 2 監査役は、会計監査の結果を総会に報告しなければならない。

付則

この規約は、○年○月○日から実施する。

マンション関係機関連絡先一覧

※ 本文2-3(3)に対応

マンション名：_____

作成日： 年 月 日

関係機関	連絡先（電話番号、住所、担当など）
管理会社	平常時：
	緊急時：
点検会社	平常時：
	緊急時：
	平常時：
	緊急時：

年間スケジュール表

※ 本文[3-1]に対応

年度版

作成日： 年 月 日

	活動内容	備考 (目的・担当など)
4月		
5月		
6月		
7月		
8月		
9月		
10月		
11月		
12月		
1月		
2月		
3月		
次年度に 向けて		

防災施設一覧

※ 本文[3-2(2),4-5]に対応

自主防災組織名：_____

作成日： 年 月 日

防災施設	該当場所
一時避難場所	
指定避難所	
指定緊急避難場所 (洪水・崖崩れ)	
指定緊急避難場所 (大規模火災)	
指定緊急避難場所 (津波) 津波避難ビル	
防災井戸	
資機材置場 防災倉庫	
最寄りの病院・診療所	
地域救護病院	

防災資機材購入等補助金の交付

※ 本文3-3(1)に対応

自主防災組織で防災資機材の購入をする際に、申請により最大で資機材購入の半額を補助します。詳しくは次のとおりです。

●防災資機材購入等補助金の種類について

- ①資機材整備補助金
- ②資機材再整備補助金：交付した資機材整備補助金額の累計が構成世帯数に応じた総額（限度額）に達した場合等には、資機材整備補助金の交付を受けた日から起算して3年経過した後に資機材再整備補助金の交付申請ができます。
- ③資機材再々整備補助金：交付した資機材再整備補助金額の累計が構成世帯数に応じた総額（限度額）に達した場合等には、資機材再整備補助金の交付を受けた日から起算して3年経過した後に資機材再々整備補助金の交付申請ができます。

それぞれの自主防災組織が補助金交付を受けられるかどうかは、フローチャート（資料編-11）で確認してください。

●防災資機材購入等補助金の総額（限度額）について

毎年4月1日現在における自主防災組織の世帯数により、次のとおり総額（限度額）が決まります。総額（限度額）は毎年度設定されるものではなく、自主防災組織の結成時以降適用されます。そのため、補助金の交付を受けるごとに、総額（限度額）から差し引かれ、将来受けることができる補助金の残額は減少します。

資機材整備補助金

100世帯まで	50万円
101世帯から300世帯まで	60万円
301世帯から500世帯まで	70万円
501世帯から1,000世帯まで	80万円
1,001世帯以上	100万円

資機材再整備補助金・資機材再々整備補助金

100世帯まで	25万円
101世帯から300世帯まで	30万円
301世帯から500世帯まで	35万円
501世帯から1,000世帯まで	40万円
1,001世帯以上	50万円

●補助金交付の対象となる資機材

どのような資機材が交付の対象となるかは、(資料編-10)を確認してください。対象品目等についてご不明な点がございましたら、災害対策課へお問い合わせください。
(※非常食、飲料水、燃料（薪炭含む）、電池、補充用薬品、作業服・手袋・作業靴（個人の被服に類するもの）、AEDの消耗品及び修繕費、消火栓使用の用途に供するものは補助金の対象外となります)

●防災資機材購入等補助金の交付申請について

防災資機材購入等補助金を受けようとする場合には、以下の書類をそろえて災害対策課に申請してください。

- **自主防災組織防災資機材購入等補助金交付申請書（第1号様式）**
→申請書は、災害対策課、各市民センターにあります。
また、藤沢市ホームページから印刷することができます。
- **見積書（写し）**
→見積書は複数の業者に分かれても構いません。ただし、原則市内業者からの見積書を提出してください。
- **自主防災組織の規約の写し**
→申請の都度提出してください。
- **自主防災組織の役員名簿の写し**
→申請の都度提出してください。（最新の名簿であることを証するため当該年度表記等をお願いします。）
- **土地所有者の承諾書の写し**
→消火器箱付又は防災施設の購入及び設置をする場合に必要となります。
(例) 設置場所が市立公園の場合→公園課の許可書の写しが必要となります。
- **AEDについての維持管理規程の写し**
→AED一式の購入をする場合に必要となります。
- **自主防災組織員の申請年度又は前年度の普通救命講習会修了証の写し**
→AED一式の購入をする場合に必要となります。

資機材整備補助金等交付対象防災資機材の種類

区分	防災資機材用品
防災資機材	情報収集・受伝達用具 トランシーバー、トランジスター・メガホン、ハイツル、安否確認用品（マグネットシート・タオル等）、災害対策用自転車（ノーパンクタイプ）、掲示板（安否確認・伝言用）
	初期消火用具 消火器（10型以上・街頭設置用）、街頭設置用消火器格納箱、街頭設置用消火器薬剤詰替え、消火用バケツ、小型可搬動力ポンプ一式（自設の防火水槽又は自然水利を用いるものに限る）
	活動識別用具 標旗、腕章、識別用ベスト
	救出用具 はしご、バール、ジャッキ、可搬式ワインチ、チェーンブロック、スコップ、ノコギリ、斧、ロープ、チェンソー、エンジンカッター、リヤカー、ヘルメット、鉄線カッター、鉄パイプ、保護メガネ
	救護用具 担架、AED一式、AED格納箱、救急セット、外傷用副木、三角巾、組織活動用大型テント、毛布、シート、ゴザ、車椅子
	給食給水用具 釜、ナベ、コンロ、ポリタンク、収納容器、炊き出し用具類、ろ水機
	避難用具 照明用具、コードリール、発電機一式、ガソリン携行缶（燃料は除く）、非常用階段避難車
	生活用具 ポータブルトイレ一式、備蓄用簡易トイレ処理袋（100回分以上）
	水防用具 防水シート、ツルハシ、かけや、くい、熊手、一輪車、排水ポンプ、ライフジャケット、止水板
防災施設	収納庫・防災倉庫

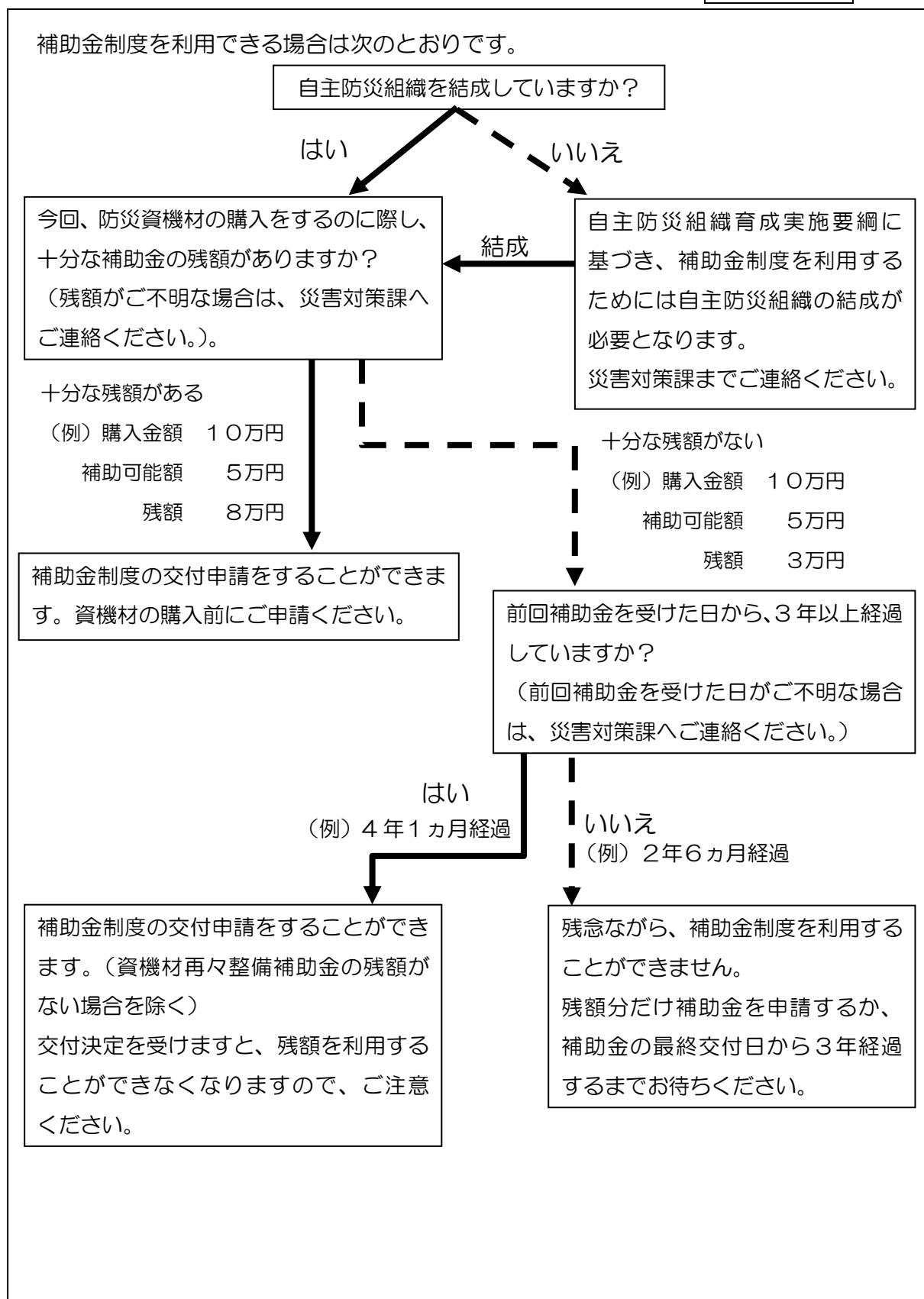
※1 災害対策備蓄品として上記品目に準じたものであれば、補助金交付対象とする。
ただし、次の品目等については補助金の交付対象からは除外する。

- (1)非常食 (2)飲料水 (3)燃料(薪炭含む) (4)電池 (5)補充用薬品 (6)作業服・手袋・作業靴(個人の被服に類するもの) (7)AEDの消耗品及び修繕費 (8)消火栓使用の用途に供するもの

※2 防災倉庫を購入する場合は、組織が設置したことが判別できるよう、名入れ等必要な措置を講じなければならない。

自主防災組織防災資機材購入等補助金に係るフローチャート

※ 本文[3-3(1)]に対応



防災資機材リスト

※ 本文[3-3(1)]に対応

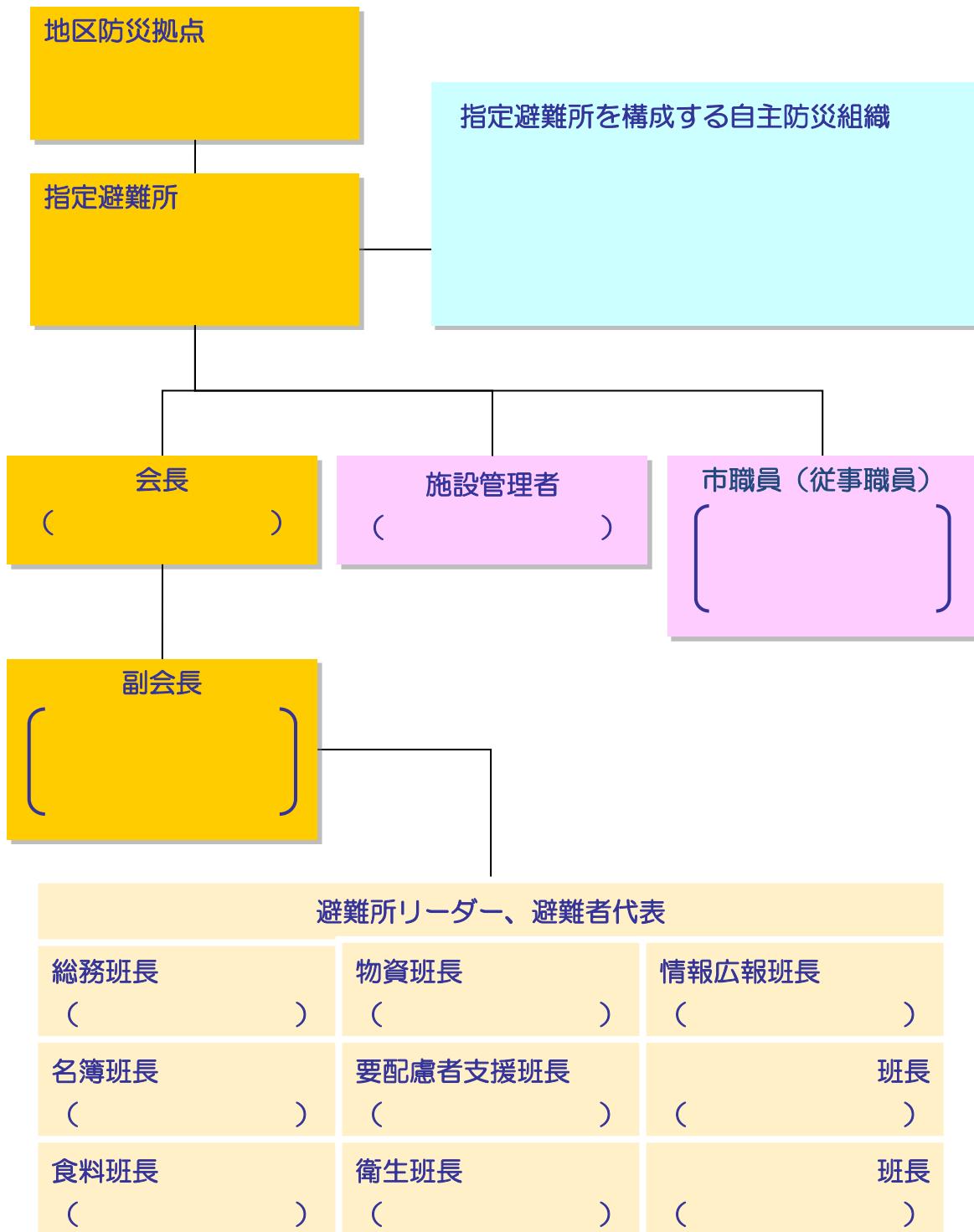
自主防災組織名：_____ 作成日： 年 月 日

	資機材名	数量	貸与／購入	貸与期限／購入日
貸与資機材	トランシーバー	1組	貸与	年 月 日
	トランジスターメガホン	1台	貸与	年 月 日
	担架	1台	貸与	年 月 日
	救急セット	1セット	貸与	年 月 日
	ヘルメット	3個	貸与	年 月 日
補助金による資機材			購入	年 月 日
			購入	年 月 日
			購入	年 月 日
			購入	年 月 日
			購入	年 月 日
			購入	年 月 日
食料備蓄			購入	年 月 日
			購入	年 月 日
			購入	年 月 日
			購入	年 月 日
			購入	年 月 日
			購入	年 月 日

避難所運営委員会組織図

※ 本文[3-7]に対応

作成日： 年 月 日



一時避難場所における自治会・町内会等ごとの避難者等状況連絡票

()自治会・町内会・自主防災組織 記入者()
一時避難場所名() 移動予定の避難所名()
年 月 日 午前・午後 時 分現在

1 避難者の状況（避難形態別）

うち特別な支援を必要とする要配慮者（本人・家族等の申し出による。重複記入しない。）	避難所 移動者	在宅避難者等 合計				
			在宅避難者数	テント泊	車中泊	その他
世帯数						
人数						
妊産婦						
乳児						
幼児・児童						
障がい児 者						
高齢者 (一人暮らし等)						
要介護者						
医療機器 使用者						
外国人等						
その他						

ふじさわ防災ナビ 自主防災活動

2 災害状況

※本文4-2(2)に対応

状況	件数	所在地・状況等
火災	軒	<ul style="list-style-type: none"> ・【例】〇〇丁目〇番〇号 〇〇宅付近 ・ ・ ・ ・
家屋・建物倒壊	軒	<ul style="list-style-type: none"> ・【例】〇〇丁目〇番〇号 〇〇宅全壊 ・ ・ ・ ・
通行障害	箇所	<ul style="list-style-type: none"> ・【例】県道〇号線 〇〇～〇〇間にて、落石により全面通行止め ・ ・ ・ ・
その他		

3 救助・救援を要する状況・安否確認状況（※現場状況や避難行動要支援者名簿の活用等によるもの）

4 その他（支援が必要な事項等）

※分かっている範囲で、ご記入ください。

【様式 25】

※本文4-2(2)に対応
【自治会・町内会→指定避難所】

自治会・町内会等ごとの安否確認状況連絡票

()自治会・町内会・自主防災組織 記入者()
指定避難所名()

年 月 日 午前・午後 時 分現在【第 報】

対象世帯数(人数)		安否確認済み		安否確認できていない		その他()		備考
世帯数	人数	世帯数	人数	世帯数	人数	世帯数	人数	
世帯	人	世帯	人	世帯	人	世帯	人	

避難行動要支援者

名簿掲載対象者		安否確認済み		安否確認できていない		その他()		備考
人数	人数	人数	人数	人数	人数	人数	人数	
人	人	人	人	人	人	人	人	

連絡事項など



ふじさわ防災ナビ～自主防災活動編～

2025年（令和7年）4月改訂版

藤沢市 防災安全部 災害対策課

Tel : 0466(25)1111 (代表)
